

令和 3 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業
(豪州)

報 告 書

2022 年 3 月
株式会社 野村総合研究所

目 次

事業名	3
背景・目的	3
委託事業の履行期間	3
委託事業の内容	3
委託事業の結果	5
1. 国際市場への輸出を志向したフードバリューチェーン(FVC)構築に向けた調査	5
(1) 豪州政府の農業に対する支援の規模	5
(2) 豪州における農畜産物/加工食品等の輸出促進に向けた主体とその関係	6
(3) Delivering Ag2030(政府による支援プログラムの提供)	8
(4) アグリビジネス拡大イニシアティブ(Agri-Business Expansion Initiative: ABEI)	11
(5) 農業貿易市場アクセス協力(Agricultural Trade and Market Access Cooperation: ATMAC)プログラム	13
(6) 国際貨物援助メカニズム(International Freight Assistance Mechanism: IFAM)	14
(7) 輸出管理法の改正	15
①輸出管理法の体系全般	15
②1982 年輸出管理法からの主な改善点とその理由	16
③輸出管理法に関連する主要法令と各法令の目的、実施内容等の概要	23
④輸出管理法における連邦政府農業・水・環境省(DAWE)の位置づけ(関係省庁との関係等)	23
⑤旧輸出管理法に基づく輸出管理制度の運用の実態	24
(8) 農畜産物等に対する税(Levy)と課徴金(Charge)制度	28
(9) 輸出促進に向けた制度の活用事例 – 牛肉	39
(10) 輸出促進に向けた制度の生産現場での対応事例	41
①植物と植物製品	41
②牛肉、羊肉、ヤギ肉	52
③制度に対する生産者などの現場での考え	59
2. 自然災害に強く省労働力化が実現可能な大規模・高品質志向農業生産技術に係る実証調査	60
(1)クイーンズランド州政府試験場/エアリサーチステーションにおける遠隔監視を用いたアスパラガス栽培システム	60
(2)実証システムの可能性検証	63
(3)一般的な課題の整理と、課題の解決に向けた提言	71
添付資料	73

事業名

令和 3 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（豪州）

背景・目的

我が国は、これまでの輸出拡大の成果を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020」「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円という輸出額目標を設定した。この目標を実現するためには、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠である。

このため、我が国の食品関連企業の「強み」を活かし、生産から加工・製造、流通、消費に至るフードバリューチェーン構築を海外で進めていくための指針として取りまとめたグローバル・フードバリューチェーン構築推進プランに基づき、中小企業を含む食産業の海外展開を促進するための具体的取組を進めていく必要がある。

特に、豪州は、経済成長著しいアセアン市場の将来の需要増を視野に入れ、未開発かつ広大な北部豪州を中心に、農業・食料分野での日本からの投資・協力を期待している。

また、直近の日豪首脳会談（2020 年 11 月 17 日、於：東京）の共同声明においては、「両首脳は、両国が農産品の国際市場への輸出を拡大する潜在力を有していることを認識し、地域的及び世界的な農業・食料サプライチェーンに関して、更なる協働を追求することで一致した」とされており、ハイレベルでの食料・農業分野での協力が確認されている。

このような背景を踏まえ、我が国農業・食品関連企業の国際市場（具体的にはアセアン、インド及びそれらの周辺国を想定。以下同じ。）へ向けた事業展開を支援し、豪州におけるフードバリューチェーン構築を推進する。

一方で、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大や自然災害により農畜生産の現場は、大きな影響を受けている。これらの影響を最小限とし、かつ持続可能な生産手法を検討することは、農業・食料サプライチェーンの安定性を確保する点からも急務である。このような状況を踏まえ、環境の変化に対し強靱な農業に資するスマート農業技術の実証調査も実施する。

委託事業の履行期間

令和 3 年 6 月 17 日から令和 4 年 3 月 18 日まで。

委託事業の内容

農林水産省が保有する豪州関係の調査成果等の既存の情報を踏まえつつ、我が国と豪州との二国間の事業展開や両国の連携による国際市場へ向けた事業展開を支援する。具体的な事業の項目は以下の 1 及び 2 の通り。

1. 国際市場への輸出を志向したフードバリューチェーン（FVC）構築に向けた調査

我が国生産者、企業等が関与した FVC 構築及び我が国農産物の輸出促進を図る上で必須となる各国の輸入規制への対応についての検討の参考とするため、2021 年 3 月に全面的に発効した「2020 年輸出管理法

（Export Control Act 2020）」（以下、輸出管理法）に基づいて構築されている豪州の輸出管理制度の体系及びその運用の実態について調査を行う。

調査の対象は以下の通り。

A. 制度全般の調査

国際地域課から示す調査内容について豪州の関係政府機関、農業生産者、流通業者等から情報の収集を行い、結果を取りまとめる。なお、輸出管理法は、「1982 年輸出管理法（Export Control Act 1982）」（以下、旧輸出管理法）を運用していく中で生じた問題を解決するため輸出管理法に法体系が再構築・再整理されたものであるとの経緯を持つことから、旧輸出管理法との主要な相違点も明らかにする。

B. 当該制度の生産現場の対応に係る調査

生産・流通の現場（農場、出荷関連施設等）における当該制度に関する実務を調査し、整理する。

2. 自然災害に強く、省労働力化が実現可能な大規模・高品質志向の農業生産技術に係る実証調査

日豪両国において、自然災害により農産物生産・供給に大きな影響が生じ、また、新型コロナウイルス感染症拡大により農業における労働力不足の問題が顕在化している。これらの問題に対処しつつ、日本の高品質な農産物生産及び豪州のスケールメリットを活かした農産物生産を両立させ得る技術（遠隔監視技術等を活用した栽培等）の実証試験を行い、同様の日豪におけるフードバリューチェーン構築を検討している者の参考となるよう課題整理を行い、この課題の解決に向けた提言を行う。

調査の対象は以下の通り。

A. クイーンズランド州政府試験場（北部豪州エアー地区）において過年度事業から実施している、遠隔監視技術を利用した日本式のアスパラガス栽培を実証試験に含め、更に高畝栽培等効率的な大規模栽培につながり得る新たな試みも検討する。

B. 実証試験によって得られた結果も踏まえ、自然災害（極端な気象条件によるものを含む）等に対する農業経営のレジリエンス（強靱化）への寄与、生産性（収量）と品質の両立可能性（コスト低減に係る効果を含む）、現地とリアルタイムでやり取りができる遠隔監視技術を用いた栽培管理の可能性（省力化への貢献を含む）等を整理する。

C. アスパラガス生産の実証試験結果に限らず、同様の思想に基づく幅広い作物の生産に寄与するため、一般的な課題を抽出し、整理を行い、この課題の解決に向けた提言を行う。

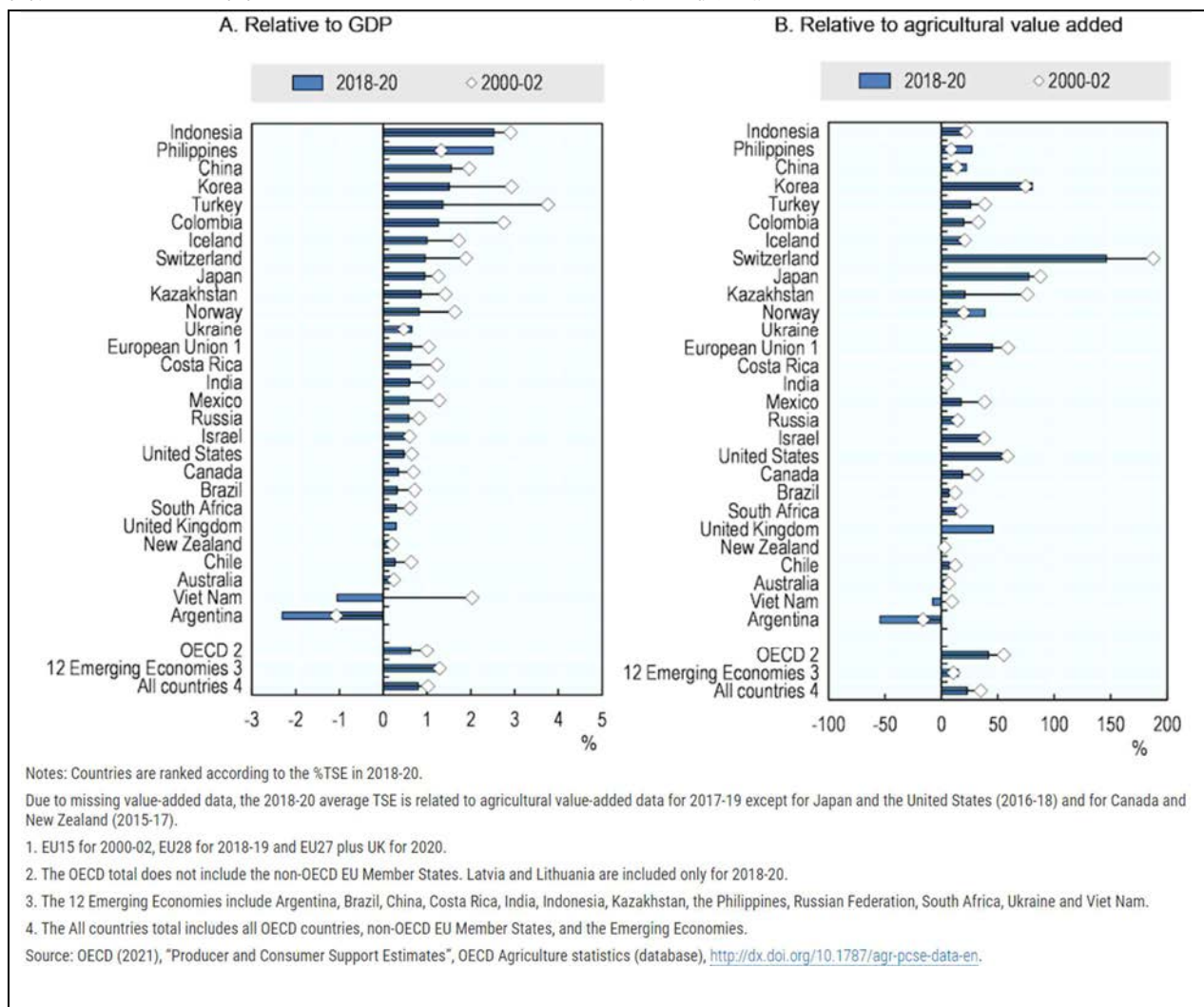
委託事業の結果

1. 国際市場への輸出を志向したフードバリューチェーン(FVC)構築に向けた調査

(1) 豪州政府の農業に対する支援の規模

政府による農業に対する支援の規模については、OECD 加盟国比較にて確認することができる。調査は、Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2021 としてホームページ上で公開されている¹。

図表 1 OECD 加盟国における政府による農業に対する支援の規模比較



出典 Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2021/OECD

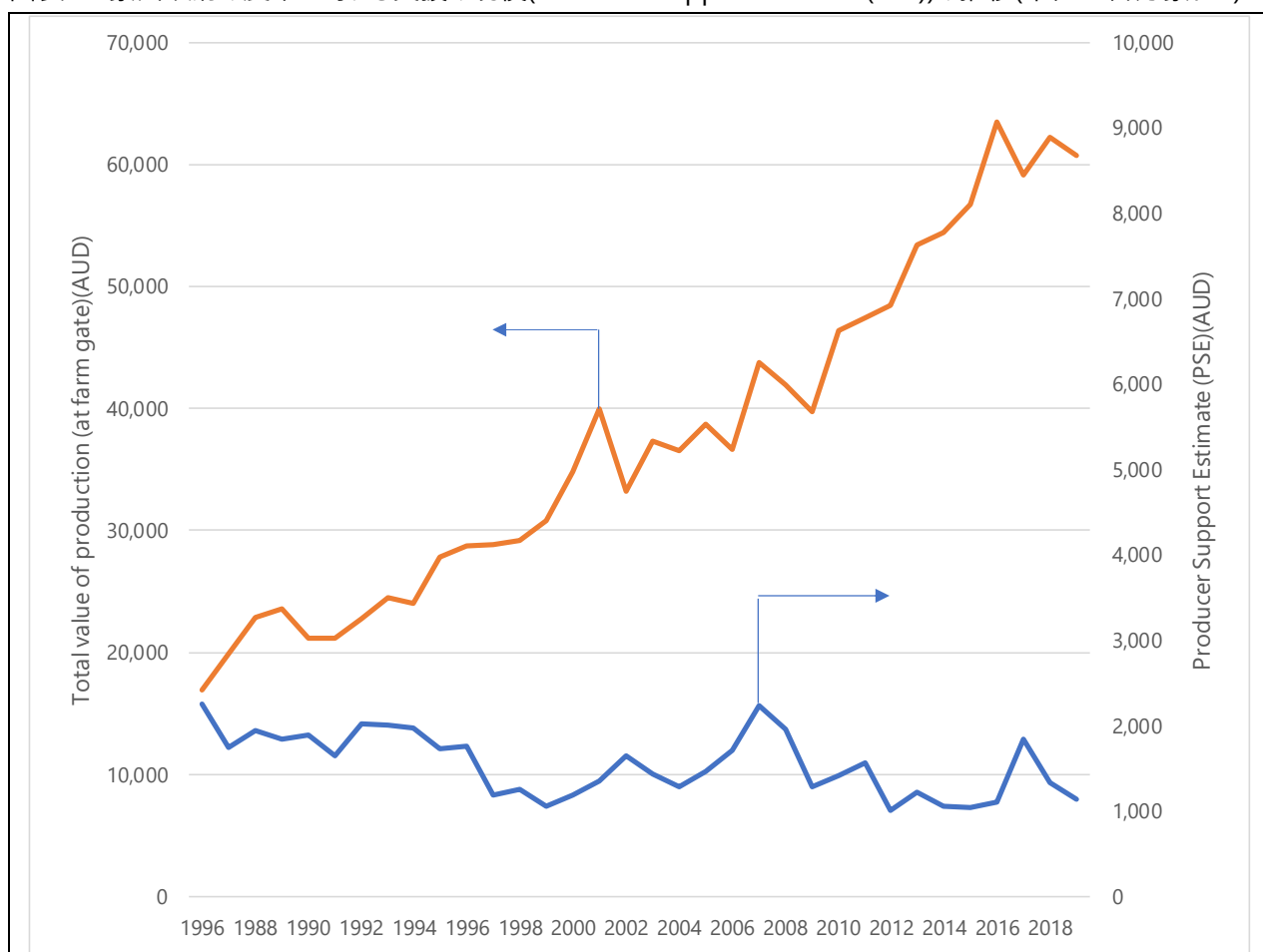
上記に見られる通り、豪州は、GDP 比(左 A)、付加価値額比(右 B)の双方で OECD 加盟国の中で低いことが伺える。日本は、付加価値額比で上から 3 番目となっている。

具体的な数字の変化は次となる。2019 年の数値で、生産価値額が 60,664 百万豪ドル、生産支援額は 1,145 百万豪ドルとなっている。なお、上記生産者支援見積 (Producer Support Estimate: PSE) には、これから整理

¹ 1. <https://www.oecd-ilibrary.org/sites/05bd280b-en/index.html?itemId=/content/component/05bd280b-en>

する、支援措置に供された費用が含まれており²、後述する農家が支払う税(Levy)と課徴金(Charge)は、529 百万豪ドルとなっている(P28 参照)。

図表 2 豪州政府の農業に対する支援の規模(Producer Support Estimate(PSE))の推移(単位：百万豪ドル)



出典 OECD Stat/ https://stats.oecd.org/viewhtml.aspx?datasetcode=MON2020_REFERENCE_TABLE&lang=en

(2) 豪州における農畜産物/加工食品等の輸出促進に向けた主体とその関係

豪州はこれまで、小麦や大麦、牛肉などの農畜産物を、豪州産として、統一的なブランドイメージで、コモディティとして輸出拡大を進めてきた。日本のように、個社や地域のブランドで、それぞれに品質や食味などに違いを持たせる、“差別化”をポイントとした輸出拡大ではなく、相手国の輸入に係る法律等を綿密に調査し、その上で、“輸出対象国の基準を満たした均質な豪州産”として、連邦政府として、確保すべき品質等が得られている製品、という点をポイントとした輸出拡大を続けてきた。

輸出管理法は、輸出対象国の輸入に関わる法律や制度を踏まえ、農家が輸出管理法に従った栽培/加工を行うことで、輸出対象国の基準が満たされることを保証している。

関連業界団体は、農家からの要望として、「バイオセキュリティへの備え」、「緊急の植物害虫及び動物の病気への対応」、「残留物検査」、「マーケティング」、「研究開発」などの取り組みが必要と判断された段階で、連邦政府に申請、連邦政府農業・水・環境省大臣と議会が承認すれば、税(Levy、物品税: 以下、Levy)と課徴金(Charge、関税: 以下、Charge)が法制化され導入が開始される。

² AUSTRALIA: ESTIMATES OF SUPPORT TO AGRICULTURE

最初の Levy は 1929 年、ワインの輸出に関する業界からの要望として開始された³。

Levy/Charge の対象となった農畜産物の生産等を行う農家は、売り上げを申告し、その申告に基づき、上記で示した用途毎に決められた金額や利率を連邦政府農業・水・環境省に支払い、支払われた Levy/Charge は、プログラムに応じて支払われる連邦政府からの支援金(Commonwealth matching payments)と合わせて、法律で支出が認められた関連業界団体（P30、図表 9 参照）に支払われる。

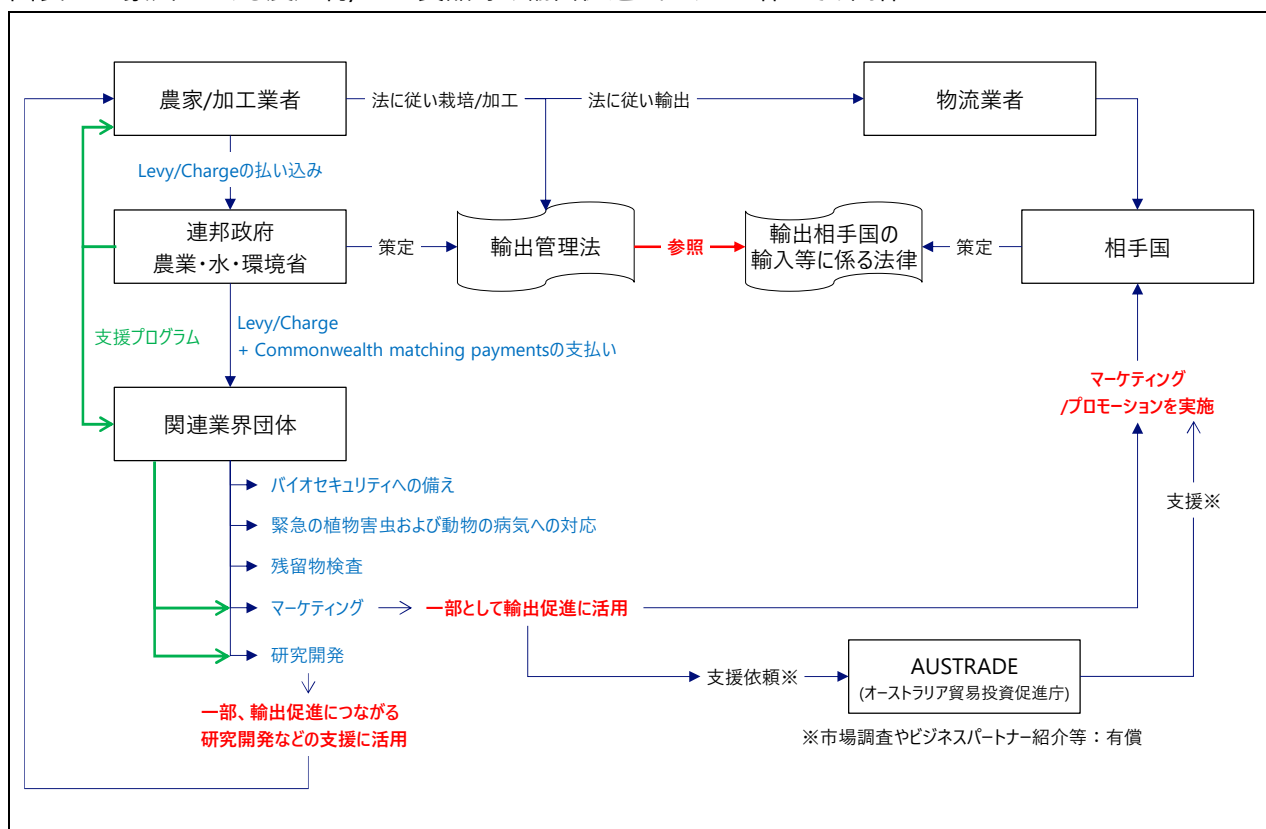
関連業界団体は、用途毎に徴収された Levy/Charge を活用し、プログラムとして取り組みを実施する。輸出促進に向けた取り組みも、この一部として実施されることがある。なお、輸出相手国の市場調査やビジネスパートナー等の紹介は、関連業界団体からの依頼を受け、有償で、連邦政府貿易投資促進庁が各国に設置した機関を活用し、支援を実施することもある。なお、関連業界団体は収支の報告が義務付けられており、余剰が生じた場合には、翌年の会計に繰り越される。

豪州における農畜産物/加工食品等の輸出促進に向けた主体とその関係は以下の様に整理される。

つまり、農家や農産物等の加工業者は、業界団体を通じて「バイオセキュリティへの備え」、「緊急の植物害虫及び動物の病気への対応」、「残留物検査」、「マーケティング」、「研究開発」などの取り組みに関する資金を業界として確保、一部、政府の支援金も得て、産業力の強化を図ることが可能となる。

輸出促進についても、このスキームの活用が可能であり、個々の農家等が市場開発やマーケティングに取り組む場合と比べて、より多くの資金と機会の活用が可能となる。

図表 3 豪州における農産物/加工食品等の輸出促進に向けた主体とその関係



出典 NRI 作成

³ AGRICULTURAL LEVIES SYSETM/6 SEPTEMBER 2016/MinterEllison P9

図表 4 日本と豪州の一般的なブランドの範囲、輸出製品の訴求ポイント、輸出量の違いの整理

国	ブランドの範囲	プロモーション実施主体	輸出製品の訴求ポイント	輸出量
日本	個社や地域別	主に個社や地域自治体 /農業団体等	品質や食味等で個別化、差別 化	少量・多品種
豪州	豪州全域※	主に業界団体	豪州産として確保すべき品質 等が製品毎に得られていること	大量・少品種

※最近では、果物等で州や地域のブランドを取り入れたり、ワインのように個社ブランドでマーケティングする例もある

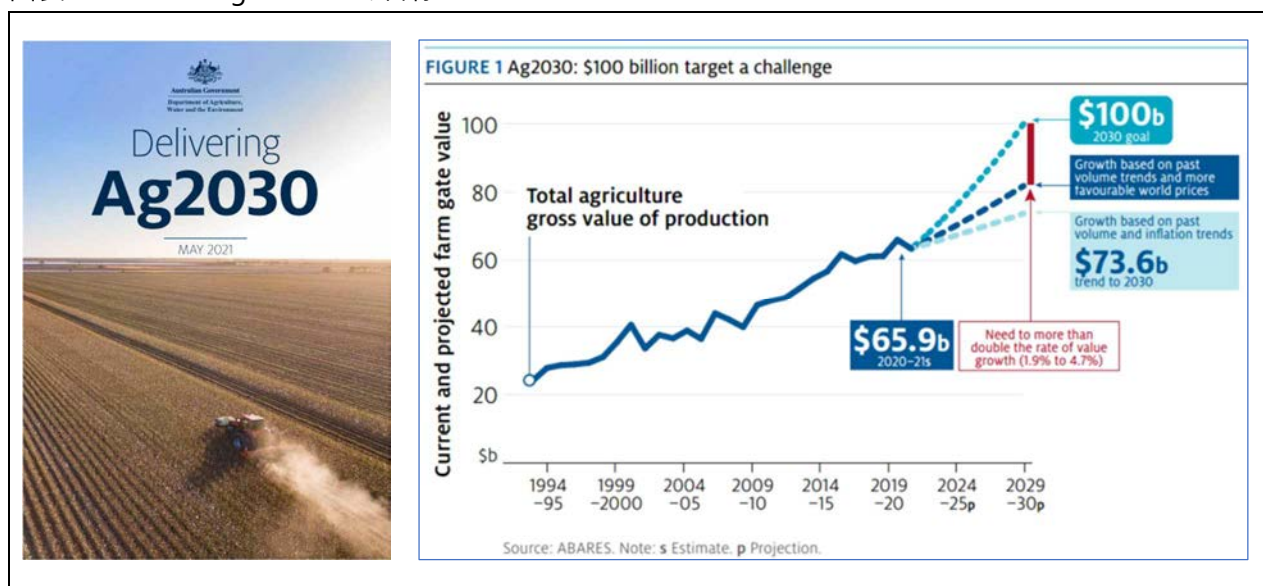
出典 NRI 作成

(3) Delivering Ag2030(政府による支援プログラムの提供)

連邦政府の農業・水・環境省は、2018 年、National Farmers' Federation がリードし、2030 年までにファームゲート価格(農家の出荷額)ベースで、1,000 億豪ドル(2020 豪州年度(2020 年 7 月から 2021 年 6 月)で 659 億豪ドル)とする、Delivering Ag2030 という名称の目標を公表した。

Ag2030 は、右下 FIGURE1 に記載されている通り、トレンドでは 2030 年に 736 億豪ドルに留まることから、伸び率を 1.9%から 4.7%に伸長させることで、1,000 億豪ドルの達成を目指している。

図表 5 Delivering AG2030 の目標



出典 連邦政府農業・水・環境省ホームページ <https://www.agriculture.gov.au/ag-farm-food/ag2030>

目標の進捗管理は毎年実施され、進捗に応じて予算が組まれ、取り組みが進められている。最新版は、2021 年 5 月に公表されている。

この達成に向けて、Trade and Exports(貿易と輸出)、Biosecurity(バイオセキュリティ)、Stewardship(スチュワードシップ(受託責任)、Supply Chains(サプライチェーン)、Water and Infrastructure(水とインフラ)、Innovation and Research(イノベーションと研究)、Human Capital(人的資源)の 7 つのテーマを掲げている。

図表 6 Delivering Ag2030 の 7 つのテーマで政府が目途とする内容

貿易と輸出	政府は、主要な輸出市場と新興の輸出市場における農業の結びつきを強化し、ビジネスを行いやすくする。これにより、生産者に対し新たな貿易と市場アクセスを提供すると同時に、煩雑な形式的手続き（red tape）を削減する。
バイオセキュリティ	政府は、オーストラリアを外来の害虫や病気から守り、市場へのアクセスにとっての生命線であり、生産者にとってより安価なコストを意味する、クリーンでグリーンな評判を維持する。
スチュワードシップ（受託責任）	政府は、オーストラリアの農家が、土地や水の管理に対して報われる（rewarded）よう保障する。
サプライチェーン	政府は、公正で、強く、弾力性のあるサプライチェーンを支援し、すべての人が公平に扱われ、それぞれの分け前を支払うための仕組みを整備する。
水とインフラ	政府は、オーストラリアの農家や農村・地域社会が必要とするインフラを、必要な時に必要な場所で支援する。
イノベーションと研究	政府は、オーストラリアの農業イノベーションシステムを近代化するための適切な条件を提供し、コラボレーションと商業化を促進させ、農業の生産性と競争力の向上に繋げる。
人的資源	政府は、農業からサプライチェーンに至るまで、従事する人々とそのコミュニティが働くためのサポートをし、インフラ、スキルを必ず得られるようサポートを行う。

出典 連邦政府農業・水・環境省ホームページ <https://www.agriculture.gov.au/ag-farm-food/ag2030>

輸出促進に直接結びつく“貿易と輸出”では、市場アクセスの獲得、維持、拡大に対して継続的に焦点を当てることが不可欠であるとの考えのもと、2020/21 年度予算では、Agricultural Exporters パッケージとして、3 億 2,840 万豪ドルが組まれ、以下の取り組みが進められている。

- アグリビジネス拡大イニシアティブ(ABEI)：生産者が市場拡大に向け、市場の詳細な情報を得るためなどの取り組みを支援するプログラム
- 農業貿易市場アクセス協力(ATMAC)プログラム：農家が海外市場へのアクセスを改善し、維持するプロジェクトを支援するプログラム
- 国際貨物援助メカニズム(IFAM)：生産者が COVID-19 による貿易の混乱に対応し、輸出入の流れを維持、回復する取り組みを支援するプログラム
- 輸出管理法の改正 など

上記を通じた支援の成功例として次が公表されている。

図表 7 支援策により成功したメキシコへの大麦の輸出事例

2021 年 3 月、ハイネケンメキシコ用の 3 万 5 千トンのオーストラリア産大麦がメキシコに到着し、その後も続々と到着した。これは世界最大のビール輸出国でありながら、需要に見合った大麦の現地供給が十分でないメキシコに、オーストラリア産大麦が出荷された初めてのことであった。

農業参事官（Agriculture Counsellor）、オーストラリア貿易投資促進庁（Austrade）、外務貿易省（the Department of Foreign Affairs and Trade）などのオーストラリア国内の代表機関のサポートを受けた業界は、この大きなチャンスに集中して取り組み、メキシコへの輸送中および上陸中の燻蒸消毒が認められることを確認した。この取り組みは環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）によるメキシコへの大麦輸関税の引き下げによって支えられ、FTA ネットワークがオーストラリア輸出業者に更なる利益をもたらすことを実証した。今後も業界とともに、オーストラリア農産物が持つ南米において多くのチャンスがあることを証明し、この市場を発展させてゆく。

出典 連邦政府農業・水・環境省ホームページ <https://www.agriculture.gov.au/ag-farm-food/ag2030>

2021/22 年にかけて、連邦政府は、貿易と農業界における生産をサポートするため、9,670 万豪ドルを超える予算を計上、農産物の輸出サービスを変化させる手段に対して、段階的なステップを踏んで投資する、としている。

農産物輸出業者のための混雑緩和パッケージ（Busting Congestion for Agricultural Exporters package）では、引き続きオーストラリアの輸出システムの近代化および効率化が進められていく。2023/24 年にかけて投資を行わなかった場合と比較すると、この投資によって年間の政府の費用・手数料を 2,000 万豪ドル以上削減させることができるほか、業界に対しては、2030 年までに 2 億豪ドル以上の利益をもたらす試算となる。

従来、紙ベースであった輸出サービスの電子化については 2021 年にかけて実施され、輸出業者がこれまで手続きに費やしていた時間を削減する。

連邦政府は、オーストラリア貿易投資促進庁（Austrade）、外務貿易省（the Department of Foreign Affairs and Trade）、そして業界と密に連携し、ABEI を迅速に実行する。この計画の中には、業界と政府の市場の多様化をサポートする助成金パートナーシップを完了させ、優先度の高い市場に対しては、フレキシブルに農業カウンセラー（Agriculture Counsellor）を短期的に配置することも含まれる。

これらの改正では、国際的な農業政策の議論におけるオーストラリアの指導力をステップアップさせる新しい指標を用いて補完する。これには、グローバルな農業生産と輸出を支えるルールを順守し、また改正するという、連邦政府の WTO における努力を強化することが含まれている。また、農業の国際基準設定機関とのつながりを強化、食品安全性、バイオセキュリティ、そして動物福祉等の領域において、オーストラリアが成し遂げた業績を始めとした高い評判を守り、より高める新しい使節と、オーストラリアの技術エキスパートを国際基準設定機関へ送り込むことを意味する。

また、連邦政府はオーストラリアの農家に向けて、農薬と獣医科用化学薬剤（veterinary chemicals）へのアクセスを拡大し、農場の生産性を高め、害虫や病気への対応を強化する

このイニシアティブは、業界が輸出機会を引き出すにあたり、競争上の利点を活用するための基礎となる、とされている。

(4) アグリビジネス拡大イニシアティブ(Agri-Business Expansion Initiative: ABEI)

連邦政府は、農業事業の輸出市場拡大に向けた支援のため、農業ビジネス拡大イニシアティブ（Agri-Business Expansion Initiative）の一環として 7,270 万豪ドルを投資する⁴。

イニシアティブのキーとなる要素には、輸出業者のための、一対一の新しいサポートサービス、市場情報へのより大きなアクセス、市場拡大のために協力する政府と業界団体に対してのマッチンググラント（matched grant）などがある。

短期農業カウンセラー

このイニシアティブでは、新たに追加する 3 名の短期農業カウンセラーに資金提供し、目的とする関係を急速に構築し、農業輸出を伸ばすための取り組みに注力するため、既存の 22 名の農業カウンセラーのネットワークを補完する。

カウンセラーは、市場へのアクセス性を高めるため、政府と業界の関係をとりまとめ、技術的なインプットを確実にし、市場情報のレポートを行い、市場へのアクセスに係る要求への対応を管理する。

カウンセラーは、キャンベラを拠点とする科学者や政策交渉者の行う技術分析や、交渉についても補完する。また、業界が市場アクセスの優先順位を検討し、商業的にもっとも有利であると判断された場所に派遣される。これは、高成長市場への派遣や、連邦政府が最近になって FTA 協定を締結した市場への派遣も含まれる可能性がある。

2021 年 1 月 1 日から 2022 年 6 月までの 18 ヶ月にわたって、このイニシアティブは 350 万豪ドルを提供する。

- 新たな農業カウンセラーは 3 名。
- カウンセラーは平均して年に 2 回派遣される。
- 具体的な展開については、このパッケージを実行する業界-政府の合同委員会が指定する目的によって異なる。

科学力・技術力の向上

このイニシアティブでは、交渉 科学力・技術力の向上によって技術的合意の交渉（the negotiation of technical agreements）を加速させる。

2021 年 1 月 1 日から 2022 年 6 月までの 18 ヶ月間に新しい科学者を採用し、市場アクセスの優先順位を上げることで、オーストラリアの生産者が新規の、改善された市場へのアクセス交渉のために必要とされる時間を削減する。

食品安全性、アニマルヘルス、バイオセキュリティプロトコルを扱う技術上のアクセス条件について交渉することは、貿易拡大のための前提条件となる。このパッケージは、オーストラリアの農家が海外市場への有利なアクセスができるよう保証するものである。

また、オーストラリアの科学的なノウハウを生かし、貿易パートナーとの技術的な協力活動が行われる。これらの活動によって、両国に対して利益のあるものの、双方向の輸出を現時点で妨げている技術的な制約を克服していく。

また、イニシアティブでは技術的パートナーシップを通じ、オーストラリアのノウハウ（技術フォーラムを開催し投資する、専門コンサルタントを雇用する等）を共有することで、オーストラリアと貿易パートナー国間の関係構築を行い、両国の成果をより高めることが期待されている。

2021 年 1 月 1 日から 2022 年 6 月までの 18 ヶ月にわたって、このイニシアティブは 680 万豪ドルを提供する。

新たに雇用される科学者の負担は、連邦政府農業・水・環境省が負うこととなり、これにより同省は、貿易パートナー国との市場アクセスの優先順位を高めるための取り組みを進めていく。

⁴ <https://olivebiz.com.au/wp-content/uploads/2021/10/Austrade-Australian-Olives-Briefing-121021.pdf>

なお、技術協力活動への投資には、政府と業界からのノウハウが活用され、オーストラリアの農家に最大の利益を
保証するため、活動は業界との協議により優先順位づけされていく。

市場戦略情報（マーケットインテリジェンス）の強化

2021 年 1 月 1 日から 2022 年 6 月までの 18 ヶ月間で 100 万豪ドルが、農業・水・環境省の市場戦略情報
（マーケットインテリジェンス）強化のために投入された。

この資金は、スタッフの増員、技術力の強化、コンサルタント会社との戦略的パートナーシップに使用される。

農業カウンセラーのネットワークからの情報は系統的に収集・分析され、戦略情報としてタイムリーに共有される。

特に、オーストラリア企業が既存の関係を持たない市場での輸出成長をサポートするためには、タイムリーな市場戦
略情報（マーケットインテリジェンス）へのアクセスが不可欠と考えられている。

市場情報の収集、処理、分析の自動化によって、今よりも短い期間で、より有益な情報を生み出すことが可能に
なる。

また、政府はオーストラリア貿易投資促進庁（Austrade）との協力によって、農業カウンセラーネットワークからの
情報に基づいた市場戦略情報（マーケットインテリジェンス）を発信している。オーストラリア貿易投資促進庁
（Austrade）のインサイトプラットフォームは、下記のような最新記事が掲載されている。

- 韓国・釜山新港での混雑に関するレポート
- オーストラリアの生食用グレープが韓国の試験に合格
- マレーシア、全国的なロックダウンを延長
- オーストラリア農産物をアシストする、タイ向け関税引き下げについて
- サウジアラビア向け牛肉・羊肉のチルド・真空パックの貯蔵期限（shelf-life）延長について
- スリランカの規則変更によって、穀物、豆類、油糧種子の輸出業者に新たな商機がもたらされる
- インドが緑豆、キマメ、ウラドの量的規制を一時停止

(5)農業貿易市場アクセス協力(Agricultural Trade and Market Access Cooperation: ATMAC)プログラム

農業貿易市場アクセス協力(ATMAC)プログラムは、オーストラリアの農業、林業、漁業セクターの貿易を、新興輸出市場や高成長が見込まれる輸出市場へと拡大させている。これは、産業界の優先事項と一致団結した、多角化への取り組みをサポートすることによって達成される。

このプログラムは、2030 年までにオーストラリア農業を 1,000 億豪ドルのセクターに成長させることを可能とするための、政府支援と一致するものである。これは貿易の多角化、および拡大を支援する戦略的パートナーシップを締結するため、政府が産業界とともに開発したメカニズムを提供するもので、農業セクターに対しては直接的な利益がもたらされる。

このプログラムは 2015/16 年に 4 年間のコミットメントとして、農業競争力白書（Agricultural Competitiveness White Paper）のもと、プレミアム市場へのアクセスを向上し、農産物への直接的なリターンをより多くもたらす目的で始まったものである。。ATMAC 下で実施されたプロジェクトでは、オーストラリア農産物の市場へのアクセス機会を創出し、主要な貿易パートナーとの関係を強化することで、すでに幅広い農業セクターに恩恵をもたらしている。

2019/20 年にかけての連邦政府予算には、ATMAC プログラムを延長し、2022/23 年までの 4 年間で 600 万豪ドルの管理費を拠出することが盛り込まれている。2020/21 年にはアグリビジネス拡大イニシアティブ(ABEI)の一環として、プログラムの更なる拡大と修正が発表された。

政府は貿易の拡大と多角化をサポートする、産業界との戦略的パートナーシップを開発する。想定される補助金（Potential grants）は、産業界と政府の合同委員会により評価され、貿易の混乱による影響をもっとも受けるセクターが援助の対象となる。

ATMAC 補助金の一部は、貿易拡大をサポートする投資、産業別に特化した海外マーケティングおよびプロモーションプラン、これらの計画を活性化させる貿易上のミッションなどの活動に配分される。

その他にも R&D、トレーニングと教育、情報交換、フィージビリティスタディ、競合分析あるいはセクター/市場分析、輸出ストラテジー開発（export strategy development）、ターゲットとする関係の開発（targeted relationship development）、市場の多角化の進歩をサポートする資本整備、国際基準とプロトコルへの進化と適応に影響を与える活動などが活動に含まれるものの、限定はされない。

補助金の対象となる業界のステークホルダー全体に対しては計画策定が必須となっており、この計画には幅広いサポートを実証するための共同貢献、経済的、物質的要素が含まれることが要求される。取り決めの内容については対象となるセクター、輸出先市場、多角化アクティビティによって異なる。

業界を代表する組織（peak bodies）を含む業界団体が、ATMAC 基金への応募資格を有する。補助金を受け取るためには、当該団体は該当する業界を代表する信託受益者であり、補助金に対して経済的、物質的に比例する重要な貢献を行うことが条件となる。

各年度で利用可能な ATMAC 補助金を以下に示す。

図表 8 各年で利用可能な ATMAC 補助金一覧

会計年度	2019-20 年の連邦政府予算 公約	アグリビジネス拡大イニシアティブ(ABEI)予算	利用可能な補助金合計額 (単位：百万豪ドル)
2019/20	1.5	(原典空欄)	1.5
2020/21	1.5	4	5.5
2021/22	1.5	12	13.5
2022/23	1.5	(原典空欄)	1.5

出典 連邦政府農業・水・環境省ホームページ <https://www.agriculture.gov.au/market-access-trade/atmac>

(6) 国際貨物援助メカニズム(International Freight Assistance Mechanism: IFAM)

国際貨物援助メカニズム(IFAM)は、現在も進行中の COVID-19 パンデミックによる影響に対して、グローバルな航空路線を開かれたものとするための、連邦政府による支援措置となる。

IFAM は国際航空路線のコネクションを維持し、マーケットシェアを強固に守ると同時に、最も必要とする場所をターゲットとして支援を行い、オーストラリアのオペレーション形式が「新しい様式（‘new-look’）」のサプライチェーンに並び合わせるための時間を確保する。

2020 年の 4 月から IFAM は、オーストラリアの 9 つの港を再度 58 の海外目的地と繋ぎ、オーストラリアの高価値な生鮮品を海外顧客に届ける支援を行っている。このプログラムによって国家的に重要な製品の輸入も可能となり、オーストラリアのパンデミックへの対応にも役立っている。

IFAM は、政府による他の支援オプションを補足することで、営利企業を緊急支援への依存から脱却させ、再調整された国際的な貿易環境に適応させている。

2021 年 3 月 11 日、連邦政府は IFAM を 2021 年 9 月末まで延長するため、1 億 1,280 万豪ドルの追加投入を発表、2021 年 8 月 27 日には、2022 年中期まで、新たに 2 億 6,090 万豪ドルを追加することを発表した。これによって航空貨物便に依存するオーストラリア企業に対し、新しい国際貿易環境へ適応させる時間を追加で与えることが可能となった。

島国として、オーストラリアが主要な市場との空路での接続を維持することは生命線である。IFAM の延長によって、航空セクターは本格的な COVID-19 ワクチン投入まで支援を受けることができ、信頼できるグローバルな貿易パートナーとしてのオーストラリアの評判を維持することが可能となる。

IFAM が主要な航空貨物路線を維持させ続けることで、COVID-19 期間にビジネスモデルに大きな影響を受けたオーストラリア企業はビジネスモデルを改変させ、新しく困難な貿易環境に適応し、雇用を維持することができる。

2020 年 4 月以降、COVID-19 の封じ込め施策によって商業旅客便がほぼ一夜にして 90%以上減少した直後から、IFAM はグローバルな航空貨物路線の再構築を支援してきた。⁵

この変化はオーストラリアの貨物輸送能力に壊滅的な影響を与えており、島国であるオーストラリアでは、急を要する航空貨物に関しては旅客輸送に強く依存しており、一般には航空貨物の 80%が旅客機によって輸送されていたという現状がある。⁶

世界的なサプライチェーンの回復は、オーストラリアの COVID-19 の健康面での対応、また、オーストラリア企業と世界中の顧客の関係を維持するために不可欠である。

航空貨物サプライチェーンが機能しなくなると、農業や海産物、航空、ロジスティクスに直接関わる約 35,000 人分の雇用と、間接的な関連を持つ 120,000 人以上の雇用がリスクに晒される。また、この多くは地域社会に存在している。⁷

⁵ Internal Paper prepared for the Department of Infrastructure, Transport, Regional Development and Communications, Boston Consulting Group, 2020

⁶ pg.8 International Airfreight Indicator 2019, Infrastructure Partnerships Australia and Oxford Economics

⁷ Internal Paper prepared for the Department of Infrastructure, Transport, Regional Development and Communications, Boston Consulting Group, 2020

(7) 輸出管理法の改正

①輸出管理法の体系全般

輸出管理法は、2021 年 3 月 28 日に施行された Export Control Act 2020(以下、2020 年輸出管理法とする)と同法第 432 条に基づき制定された Export Control Rules 2021(以下、輸出管理規則 2021)により体系づけられている。

2020 年輸出管理法は、オーストラリアからの食品や農産物を含む輸出品の規制に関する包括的な法的枠組みを定めており、これまでの 20 以上の法律と 40 の立法手段に含まれる輸出要件を合理化、統合した法律である。

Export Control Rules 2021(以下、輸出管理規則 2021)は、オーストラリアから特定の商品を輸出するために満たされなければならない運用要件を定めた法律第 432 条に基づき、制定された規則で、Export Control Act 1982(以下、1982 年輸出管理法とする)とオーストラリアの食肉・家畜産業法 1997 に基づき規制された商品を対象に含んでいる。

各規則は、各製品が各商品タイプの下で所定の商品とみなされるべきかどうかを決定する際に使用される仕様を定めている。

- ・ 輸出管理(動物)規則 2021
- ・ 輸出管理(卵および卵製品)規則 2021
- ・ 輸出管理(魚類製品)規則 2021
- ・ 輸出管理(食肉製品)規則 2021
- ・ 輸出管理(牛乳および乳製品)規則 2021
- ・ 輸出管理(その他)規則 2021
- ・ 輸出管理(有機物)規則 2021
- ・ 輸出管理(植物および植物製品)規則 2021
- ・ 輸出管理(家禽肉および家禽肉製品)規則 2021
- ・ 輸出管理(ウサギと平胸類の肉とウサギと平胸類の肉製品)規則 2021
- ・ 輸出管理(ジビエとジビエ製品)ルール 2021
- ・ Export Charges (Imposition—General) Regulations 2021
- ・ Export Charges (Imposition—Customs) Regulations 2021
- ・ Export Control (Fees and Payments) Rules 2021

Export Control Orders(以下、輸出管理命令)については、以下について改正が行われた。

- ・ Export Control (Tariff Rate Quotas—General) Rules 2021
- ・ Export Control (Tariff Rate Quotas—Feed Grain Export to Indonesia) Rules 2021
- ・ Export Control (Tariff Rate Quotas—Sheepmeat and Goatmeat Export to the European Union and United Kingdom) Rules 2021.

なお、2021 年 11 月 30 日まで、輸出管理(動物)規則 2021、輸出管理(食肉製品)規則 2021、輸出管理(有機物)規則 2021、輸出管理(植物および植物製品)規則 2021、輸出管理(家禽肉および家禽肉製品)規則 2021、輸出管理(ウサギと平胸類の肉とウサギと平胸類の肉製品)規則 2021、輸出管理(ジビエとジビエ製品)規則 2021 については、パブリックコメントが募集されており、その結果を踏まえ、規則及び、2020 年輸出管理法自体も見直される可能性があることが示されている⁸。

⁸ <https://www.awe.gov.au/biosecurity-trade/market-access-trade/improved-export-legislation>

②1982 年輸出管理法からの主な改善点とその理由

1982 年輸出管理法に対してステークホルダーから寄せられた改善点とその理由については、2016 年 5 月に公表された「Agricultural Export Regulation Review Consultation Report/Department of Agriculture and Water Resources, Australian Government」にまとめられている。

同レポートによると、「改善点」は以下の 5 点とされている。

- a 輸入国規制との連携が取れた規制要件
- b フレキシビリティの向上
- c 政府と業界の協力機会の増加
- d 複雑さと重複の削減
- e コンプライアンスとその遵守のための、より強力な規制

a. 輸入国規制との連携が取れた規制要件

ステークホルダーは一般には農業輸出の規制を受け入れている一方で、輸入国の規制の範囲内での規制にとどめてほしいと考えており、この範囲を超えた規制は望んでいない。

これに則して、数多くのステークホルダーは、Prescribed goods(規定品)と Non-prescribed goods(非規定品)の考え方について、現在の適用品目と除外品目を考慮した上での再検討を求めた。

現状で、輸出製品のリスク管理の観点から、Prescribed goods(規定品)と Non-prescribed goods(非規定品)に分けられているが、規定品と非規定品という 2 つのタイプの商品があること自体が、輸出業者と取引先を混乱させている場合がある、という点が指摘された。

例えば、ペットフードは、基本的に非規定品に位置づけられるが、ウェットタイプとドライタイプで、ウェットタイプは規定品とされている。これにより、ドライタイプのペットフードは輸入相手国の規制だけ考慮すればよいが、ウェットタイプは、オーストラリア国内で制定された輸出基準にも適合する必要がある。

各商品群の業界団体は、対象商品が特定マーケットで流通するのみの場合は、それに必要な範囲の規制にとどまることを望んでいる。

一部少数のステークホルダーは、規定品については、輸入国の規制のみを証明するという例外措置が、既に存在することを踏まえ、このような措置を、フレキシビリティをもって適用する制度設計を望むとした。

例えば、オーストラリア基準に適合しなかった低アルコールワインは、輸入相手国の基準を満たすものであれば、輸出が可能となる例外措置があるステークホルダーは、このようなフレキシビリティが他の商品群にも適用されることを望んでいる。

b. フレキシビリティの向上

本質的に、ステークホルダーは商品の輸出市場の多様性に対処するに足るフレキシビリティを規制に求めている。大多数のステークホルダーは、要求されるフレキシビリティを提供するのに適切な方法は、アウトカムベースの規制であると認識している。この意見よりは少ないが、あいまいさを排除するため、2 つの商品タイプではなく、複数レベルでの規定を設けることを望むステークホルダーも存在している。

ステークホルダーは、規制がフレキシブルになる必要がある理由として、下記のような将来的な変化と課題への対応があると指摘している。

- 次の属性にまつわる製品市場の期待の高まり
 - ・動物福祉(放し飼いの卵を含む)
 - ・環境／サステナビリティ

- ・遺伝子組換え作物(GMO)
- ・ホルモン成長促進剤(HGP)
- ・宗教(ハラール、コーシャ)
- ・トレーサビリティ
- 高級品など、品質属性にまつわる市場の期待の高まり
- 小型委託品(小ロットの委託生産品)の数量の増加
- 技術的進歩
 - ・自動化されたプロセスの増加(検査など)
 - ・生産設備におけるより詳細な試験、検査
 - ・コンプライアンス違反のビデオ証拠
- 下記のテストと証明
 - ・化学物質の残留レベル
 - ・新しい輸出経路
 - ・新しい輸出品

木材製品輸出に関わるステークホルダーは、フレキシブルな規制メカニズムからの除外についてもコメントした。

- 例えば、未加工の木材と木材チップについては、より大きなフレキシビリティをもたらす観点から、輸出ライセンスからの除外を現行通り、維持してほしいと要望した。
- この例外条件は、Regional Forest Agreements (RFAs)あるいは、オーストラリア政府によって認可されたプランテーション林業のための行動規準に準拠する州の森から供給される木材に適用され、この例外は RFAs とプランテーション林業のための行動規準によって提供される環境保護を認めたものであり、輸出管理法の規定を代替している。

c. 政府と業界の協力機会の増加

輸入相手国が受け入れられる場合において、ステークホルダーはより多くの責任を引き受けたいと考えている。

彼らの視点からすると、その責任を正しく引き受けることは彼らにとっての利益となり、商業的なインセンティブがある。ステークホルダーは、業界が検査員(authorised officer: AO)と同様のトレーニングを受け、検査、処理、認証プロセスに責任を持つべき可能性があると考えており、省庁のリソースは、監査と認証活動に注力して使用されるべきだと述べた。

ステークホルダーは、承認された取り決め(approved arrangements)や AO などといった、現状の政府と業界間で構築されている協力メカニズムは効果的と認めている。彼らは承認された取り決めは維持され、AO が存続することを望んでいる。

上記に追加して、主に規制外(non-regulatory)で政府と業界間の協力関係の向上については、下記のようなコメントが付された。

- AO に、土地の調査や登録に関する業務を請け負ってほしい
- AO トレーニングを、下記の内容によって向上させてほしい
 - ・トレーニングプログラムにおいて、単なる事務的処理だけではなく、技術的かつ現場の状況を診断できる視点を含むトレーニングを導入すること
 - ・監査前に当該施設に関する事前学習の時間を確保すること
 - ・トレーニング期間を短縮すること

- AO が協力して遠隔エリアのカバー範囲を広げるため、職員に認可を出す権限を与える(検査可能な範囲が厳格に規定されている)
- 承認された取り決め(approved arrangements)における食品安全要素の承認の合理化(多段化や複層化の見直し)

上記に反して、何人かのステークホルダーは、AO と業界の自主規制に関して懸念を示した。

- AO が検査する輸出活動が輸入国に受け入れられるためには、強力なコラボレーションと、強固なコンプライアンス体制が必要であると彼らは感じている。ステークホルダーのうち一人は、もしも AO、あるいは認定獣医(authorised vets)が業務上のミスを犯した状態で委託品を承認してしまい、その結果、輸入国で委託品が拒否された場合、業界に対してどのような保護が働くのか、懸念を示した。

d. 複雑さと重複の削減

多くのステークホルダーが、農業輸出規制内の重複、また、他の規制や基準との間の重複について懸念を示した。

多くのステークホルダーは、さまざまな商品の受発注において、大きなレベルの重複があることを認め、いかなる一般的な要件も、包括的な規制(例えば、the Export Control (Prescribed Goods – General) Order 2005 など)に統合するべきであると提案した。

これによって規制内容が理解しやすくなり、商品間の一貫性(cross commodity consistency)が向上する、とした。

ステークホルダーが望んでいるのは、一般的な要件を備えた包括的規制であり、商品ごとではなく、可能な限り全面的に適用されるものである。これは特に複数の商品や複数の市場を扱う人々に関係がある。

ステークホルダーはまた、輸出規制とオーストラリア基準、および輸出規制とオーストラリアーニュージーランド食品基準コード(the Code)の間にも重複があることを指摘した。

提案されているのは、オーストラリア基準およびオーストラリアーニュージーランド食品基準コード(the Code)から輸出規制に関連する項目をコピーしてくるのではなく、それらの基準を「参照する」という形をとるべきではないかということである。

また、ステークホルダーは輸出規制側が現行の業界基準、民間基準と現行制度について認識することを望んでいる。

少数のステークホルダーは、下記のような規制の特定の側面の必要性に対し疑問を呈した。

- 登録施設、ライセンス、許可に関する過度に複雑なシステム
- ごく少量の赤身肉や、さまざまな製品を海外の南極基地に輸出するライセンスの維持要件が、非常に負担が大きいこと
- 生殖材料の輸出品を公式マークで封印する際、唯一の公式マークが、封印の上にポストイットで貼られるもののみであるということ

ディスカッションペーパー内の輸出を容易にするための改善に関わる質問に対し、多くのステークホルダーは輸出と輸入の規制要件の調整を求めた。

これによって重複が減り、バイオセキュリティと連続した取り組みが求められている分野で活動している人々の、手続きの負担が大幅に軽減されると指摘している。

e. コンプライアンスとその遵守のための、より強力な規制

ステークホルダーは圧倒的に、オーストラリアの農業輸出の清廉潔白さを確かなものとするための強力な規制を望んでいる。彼らの観点からすると、オーストラリアの価値ある取引の評判を汚すであろう「不正な事業者」のリスク管理のためには、強力な規制が不可欠である、としている。

ステークホルダーは輸出される規定品と非規定品に対して、明確かつ一貫して適用される選択肢が増えることを望み、規制に、民事罰を含む段階的なコンプライアンス違反に対する選択肢を望んでいる。

特に輸出業者のボトムラインの提示とその位置づけを明確にした上での規制の導入と、協力的な取り組みが動機づけられるような仕組みづくりを望んでいる。

彼らはまた、農産品輸出のサプライチェーンが現実的に即しており、適切であるかどうかのテスト要素が規制内に含まれていることを望んでいる。

輸入相手国に対し、トレーサビリティおよび地域内に害虫・病気がないことを証明する能力が、これからますます重要であるとステークホルダーからの指摘があった。そのため、市場へのアクセスを確実なものにし、これを維持するためにも、規制によってこれらの情報にアクセスし、使用する権限を輸出業者に提供する必要がある、としている。

上記とは反対に、規制と輸出プロセスが拡張し、複雑になっていくことは、小規模な輸出業者の新規参入を阻むという指摘をするステークホルダーも存在した。

継続的に協力的な姿勢を示すことで、規制側の介入の手間や、コンプライアンスコストを下げている輸出業者に対して、省庁から報酬を与えるべきだという提案をしたステークホルダーが多くあった。また、下記を含むコンプライアンス順守を前提とした介入方法の提案もあった。

- コンプライアンス順守の履歴が良好な業者に対して、プロセスのより多くの側面を自己管理に任せることを許可する
- コンプライアンスプロファイルを実施し、その結果に基づきその後の監査を削減する
- 検査履歴を考慮し、より科学に基づいた介入を行う

規制以外で求められた改善点は以下の4点とされている。

- (ア) 行政機関内の重複の削減
- (イ) 行政部門のサービスとシステム
- (ウ) コミュニケーション
- (エ) 州および準州との取り組み

(ア)行政機関内の重複の削減

ステークホルダーは、規制下での輸出に関わるプロセスで、特に行政機関内に高度な重複(a high degree of duplication)が存在することを指摘した。

これは連邦のプロセスと、連邦政府と州および準州政府のプロセスとの間にもある。

特定の部門が責任を負ったり、完全に対処したりできる類のものではないことに留意しつつも、多数のステークホルダーによって提起されている問題は、州あるいは準州政府、連邦政府機関と商業団体の間の監査が重複している、ということだった。

- 監査の頻度を減らすため、他の規制当局あるいは州政府等第三者機関による監査が助けとなるのでないか。
- コアとなる一連の監査要件を確認し、それを当事者間で共有してはどうか。
- 酪農業界からの提案として、国内および国際監査に向けた、オーストラリア国内での監査基準が合理化されている同業界の基準を、他の業界にも展開を促してはどうか。

書類作成要件、検査、認証、請求、および関連部門への情報提供の過程で発生する重複は、問題として多数のステークホルダーから寄せられた。

重複を減らすために、ステークホルダーは関連部門に次のことを提案している。

- 輸入国の要件で許可されている場合においては、業界団体が認証活動を行うことを許可する。
- 業界の品質保証認定と、政府による品質保証認定の重複を考慮に入れ、重複する場合にはどちらか片方による監査とする。
- 第三者が行う特定の輸出に係る監査サービスを認める。これには監査、検査、承認に係る調整、文書の発行を含むものとする。
- 登録されたトレーニング組織を業界認定で利用する。

(イ)行政部門のサービスとシステム

ステークホルダーは、広い範囲で行政部門のサービスが彼らのニーズに対してよく反応し、フレキシブルであることを望んでいる。

ステークホルダーは、行政部門のサービスとシステムは、処理速度が遅く、ビジネスを理解していないと考えている。ステークホルダーは、テクノロジーを使用し、例えば、AO がより早く、スマートに仕事が遂行できるよう、サービスとシステムを改善して欲しいと望んでいる。

サービス

- ・ ステークホルダーの中には規制についての解釈と適用を含め、彼らが行政部門の職員から一貫性のないサービスを受けることについて懸念する声もあった。
- あるステークホルダーは、異なる場所から輸出されたウッドチップ木材が、規制に関しても異なる解釈をされたため、それぞれ違う植物検疫認証の要件と登録施設に従うこととなったという例について言及した。

検査

- ・ 多くのステークホルダーは行政部門の検査について、下記の事項を含む懸念を示している。
- 行政部門の検査官は、海外政府に比べて厳しい基準を持っているようである。例えば、穀物を積み込むため、カナダの検査で合格した貨物船(bulk vessels)が、オーストラリアでは失格となってしまうことがある。
- AO により貯蔵庫で検査に合格した食品グレードのコンテナが、港での行政部門の検査で不合格になってしまう。
- 入港する船舶の検査は、日中しか実施できないため、船舶がそこに居座って港を塞いでしまい、滞船費用が発生してしまう。
- 行政部門の検査官が行政で働いていない期間に、パートタイムの AO として雇用するオプションが必要である。
- 検査を予約する手続きが非効率的。たとえば、輸出業者が検査を手配する前に、輸入国から健康証明書の提出を求められていることを証明する必要がある。
- 検査を前日の午後 3 時までに予約する必要がある。
- 検査官を夕方や週末など、常に利用できるわけではないこと。一年のうちごく限られた期間に、季節的な 24 時間営業を行っている輸入業者にとって、これは大きな懸念事項となる。
- 船舶調査が実施されるのが港だけであること。もし、これを錨泊中に行えるようになれば、入港前に問題を解決できるようになり、より効率的である。

ドキュメンテーション

- ・ステークホルダーは行政部門に対し、下記の事項を含む懸念を示した。
 - 政府の証明書の発行、特に海上貨物については時間がかかりすぎる。
 - 輸出の意思通知(a notice of intention to export)を、実際の輸出の 14 日前に提出するという要件は、一部商品の輸出サプライチェーンのタイムフレームからすると前倒しすぎて現実的ではない。
 - ドキュメンテーションのプロセスは非効率で費用が掛かることがある。例えば、タスマニア州の植物検疫の証明書類は、そこに 1 台しかないプリンターで印刷し、それを郵送する必要がある。
 - 許可申請(The request for permit: RFP)のプロセスでは、製品、宛先、バックタイプを簡単にリンクすることができない。その代わりに、輸出業者が RFP を提出してからエラーメッセージを受信し、情報をリンクさせなければならない。
 - 申請済み容量に追加する際のテスト要件の方が、全体量をテストする際の要件よりも厳しい。

処理

- ・行政部門による処理も、レビューの中でステークホルダーから問題として挙げた。例として以下がある。
 - 停泊中の船の、船積み後の燻蒸を含め、行政部門は特定の商品群に対する輸送中の燻蒸消毒を認めていない。
 - 燻蒸消毒の条件とプロセスが十分にフレキシブルとは言えず、商品のバイオセキュリティリスクと見合っていない。

システム

- ・多くのステークホルダーは、電子政府承認と植物検疫証明、申告書類、RFP などのドキュメントをなるべくデジタルで、即時に発行することを求めた。
- ・輸入国要件マニュアル(Manual of Importing Country Requirements: MICoR⁹)について、承認に関する要件が変更になった際のアップデートが遅いことをステークホルダーは言及している。
- ・輸入国要件の確認の際は、ステークホルダーは MICoR で確認するよりも、むしろ行政部門へのコンタクトに頼っていることも指摘された。おもに小規模組織のステークホルダーからは、輸入国からの要件関連の情報を探すことは彼らの役割ではないはずで、むしろ政府が率先して情報を探し、MICoR をアップデートすべきであると感じている。

⁹ The Department of Agriculture, Water and the Environment maintains the Manual of Importing Country Requirements (MICoR) as a resource for exporters of Australian agricultural products. When exporting agricultural products from Australia, exporters must comply with the Export Control Act 2020 and associated legislation and the importing countries' requirements. MICoR provides guidance on importing country requirements for:

- ✧ meat—fresh meat, processed meat, animal by-products (e.g. skins, hides, pet food, rendered products, technical products)
- ✧ dairy—milk, milk powder products, butter, cream, cheese, other processed dairy products
- ✧ plants—fruit, vegetables, nursery stock, cut flowers and foliage, seeds, grains, stockfeed, timber
- ✧ fish—finfish, other seafood (e.g. bivalves, crustaceans, echinoderms, gastropods, cephalopods, tunicates), crocodile meat
- ✧ live animals—livestock, companion animals, horses, zoo animals, birds and hatching eggs, fish, bees and other invertebrates, reproductive material
- ✧ eggs—shell eggs, egg products
- ✧ goods not prescribed in the Act—honey and bee by-products, processed foods.

MICoR is updated when the department becomes aware of a change to an importing country's requirements.

- ・一部ステークホルダーからは、行政部門に対し、複数システムからの情報を統合した一つの輸出関連ポータルを作る提案があった。
- ・内容としては、MICoR、輸出ドキュメントシステム(Export Document System: EXDOC)、FTA(自由貿易協定)情報とその他すべてのドキュメンテーションシステムを、幅広いデータ種別のアップロード機能を備えた中央システムに統一するというものであった。

(ウ)コミュニケーション

ステークホルダーは、コミュニケーションを輸出プロセスにおいて非常に重要なステップとして見ている。多くのステークホルダーは、行政部門からの輸出情報と輸出要件の変更を、輸出業者と輸出サプライチェーンに係る人々に対して通知する際の問題について挙げた。

ステークホルダーは、政府のウェブサイトや、ダイヤル 1800（豪州の無料通話）を通して正しい部門から情報を見つけるのが難しいと感じている。これに対処するため、次のような提案が挙がった。

- 使いやすい行政部門ウェブサイト
- 輸出業者と、輸出サプライチェーンの業務を行うその他の人々の負う義務の詳細を含む、わかりやすい輸出情報
- 「ケースオフィサー」あるいは、情報を探す手伝いや行政内の適切な部門を案内してくれる、最初のコンタクトポイント

もう一つのコミュニケーションの問題は、輸出業者やその他、輸出サプライチェーン従事者に対して非効率をもたらす、行政部門での事務処理にかかる時間の不確実性である。彼らが知りたいのは、行政側でどのくらいの時間がかかるかであって、それが分かればステークホルダー側も自分達の営業活動を合わせて調整することができる。例えば、トラックドライバーが座ってただ待っている代わりに、その間に別の仕事に行って、戻ってくることができる。

一部ステークホルダーは、輸出システムに変更がある際、必ずしも前もって議論が行われるとは限らず、また、ひとたび変更が加えられたときにも、それが常に関係するステークホルダー全員に通知される訳ではないという点について指摘した。輸出要件が変更された場合、ステークホルダーは行政部門に対し、早期に、かつ頻繁に全ての関係者を巻き込み、協議を行ってほしいと望んでいる。また一部のステークホルダーは、コミュニケーションや議論を行う際には電子メカニズムが最も良い、と提案した。

(エ)州および準州との取り組み

州および準州によって提起された重要な問題は、双方向の情報共有の必要性であった。国内規制と輸出規制にまたがるギャップと重複について責任を明確にし、情報共有がなされるためには、より多くの作業が必要であると認識された。国内市場または輸出市場向けの農産物をカバーするため、重複を避けるために必要な範囲で、州および準州との間で、より進んだ覚書を作成することが提案された。

害虫が発生していない地域に関する統一された情報源があれば、州と準州によって行われる認証プロセスの協業が改善する、という提案もあった。

商品関連のステークホルダーは、行政部門を代表して、州および準州が監査を行う現行システムについて、おおむね満足している。ステークホルダー全体としては、規制結果を調和させることにおいて、行政部門は引き続き州および準州と協力する必要があると感じている。

③輸出管理法に関連する主要法令と各法令の目的、実施内容等の概要

輸出管理法に関連する主要法令として、Customs Act(関税法)、Commerce (Trade Descriptions) Act(商業(貿易記載)法)、Environment Protection and Biodiversity Conservation Act(環境・生物多様性保護法)がある。

各法令の概要は、以下の通り。

- Customs Act 1901(関税法)
 - ・ Customs Act 1901(関税法)は、輸出入品を管理することを目的として、ライセンス、輸出入の許可、輸出入の禁止品、輸出入品の価値に応じた関税の支払いなどを定めている。
- Commerce (Trade Descriptions) Act 1905(商業(貿易記載)法)
 - ・ Commerce (Trade Descriptions) Act 1905 (商業(貿易記載)法) と the Commerce (Trade Descriptions) Regulation 2016 (商業(貿易記載)規則)は、オーストラリアに輸入する際にラベルを付ける必要がある商品または品物のクラス、必要なラベル、ラベルの適用先を定めている。
- Environment Protection and Biodiversity Conservation Act(環境・生物多様性保護法)
 - ・ Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 (EPBC Act、環境・生物多様性保護法)は、オーストラリア政府の環境法で、環境の評価と承認の手続きに基づき重要な生物多様性を保護し、オーストラリアの重要な自然と文化を統合管理している。

④輸出管理法における連邦政府農業・水・環境省(DAWE)の位置づけ(関係省庁との関係等)

農業・水・環境省は、2020年2月1日から開始されたオーストラリア連邦政府の新たな体系により、農業省と環境・エネルギー省の環境部門が合体した組織である。連邦政府の省の構成は以下の通り。

- ・ 農業・水・環境省(Department of Agriculture, Water and the Environment)
- ・ 法務省(Attorney-General's Department)
- ・ 国防省(Department of Defense)
- ・ 教育・技術・雇用省(Department of Education, Skills and Employment)
- ・ 予算省(Department of the Treasury)
- ・ 外務貿易省(Department of Foreign Affairs and Trade)
- ・ 保健省(Department of Health)
- ・ 内務省(Department of Home Affairs)
- ・ 産業・科学・エネルギー資源省(Department of Industry, Science, Energy and Resources)
- ・ インフラ・交通・地域開発・通信省(Department of Infrastructure, Transport, Regional Development and Communications)
- ・ 首相府(Department of the Prime Minister and Cabinet)
- ・ 社会サービス省(Department of Social Services)
- ・ 退役軍人省(Department of Veterans' Affairs)
- ・ 財務省(Department of Finance)

農業・水・環境省は、2020年輸出管理法に基づき、農産物の輸出を管理し、オーストラリアの農産物が輸入要件を満たすことを当社の貿易相手国に保証する権限を有している。

同省が管理する商品は次の通りで、全て、2020 年輸出管理法もしくは輸出管理規定 2021 に規定されている。

牛乳および乳製品	卵と卵製品	
魚類・魚類	生きている動物	
肉・肉製品	家禽肉・家禽肉製品	
ウサギと平胸類の肉、ウサギ、平胸類の肉製品	ジビエとジビエ製品	
有機製品	植物および植物製品	木材と木チップ

⑤旧輸出管理法に基づく輸出管理制度の運用の実態

⑤-1 指定製品の指定にあたっての決定プロセス及び優先順位付け

オーストラリアから輸出される肉、乳製品、卵、動物、魚、穀物、野菜、果物などの主要製品はすべて関税法に基づく輸出管理の対象とされており、輸出許可は関税法が担い、輸出のための生産、ラベル付け、梱包要件の詳細は輸出管理法が担っている。

輸出管理法は、関税法下で、1981 年 8 月に米国で発覚した、オーストラリアの食肉輸出施設で行われた馬肉による牛肉の偽装が発端となり制定された Customs (Unlawful Exportation of Food) Act 1982 及び Meat Export (Penalties) Act 1982 を置き換える形で制定された経緯がある¹⁰。

輸出管理法では、Goods(製品)は、輸出が禁止されている製品が指定され、それ以外の製品は、Prescribed goods(規定品)と Non-prescribed goods(非規定品)に分類、さらに Exemptions(免除)が設けられている。なお、輸出が絶対的及び一時的に禁止されている製品及び規定品で法律の要件に準拠していない製品の輸出には重大な罰則が科せられる。

規定品は、貿易相手国にオーストラリアの農産物が輸入要件を満たすことを連邦政府として保障する必要がある製品であり、非規定品でも、相手国から要件を満たす必要性が示される場合には、非規定品であっても連邦政府は輸出認証を発行することができる。

規定品か、非規定品かは、製品毎に制定されている規則(例えば、輸出管理(動物)規則 2021)により定められている。

非規定品の主なタイプは以下の通り。

- ・ 加工食品
- ・ 羊毛
- ・ 動物飼料とペットフード
- ・ 動物の副産物(例えば、精製された製品、血液製品、皮および皮)
- ・ 蜂蜜

⑤-2 輸入要件への合致を確保するための現場での具体的な監査の方法

本調査項目は「輸入要件」ではなく、「輸出要件」とした上で、現状の理解を整理する(「輸入要件」が正である場合は、調査受注後、改めて調査を実施する)。

多くの海外政府は、オーストラリアから輸出される農産品が一定の基準を満たしていることを市場に参入することを条件としている。一部では、特定の商品について、彼らの市場へのアクセスの条件として、輸出国政府により監査が実施され、認定されることを要求している。

¹⁰ https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd0203/03bd158

監査は、承認された監査人(Approved auditor)により実施される。承認された監査人の詳細は、「⑤-3 監査に係る人材の育成方法」を参照。

具体的な監査の手順は、「Approved auditor manual, A guide for Department of Agriculture, Water and the Environment approved auditors/March 2021」で公表されている。

- 監査は、まず、輸出を行うため登録を受けた施設(establishments)が、承認された監査人を同施設で従事させるため、農業・水・環境省の承認を得るところから始まる。
- 承認された監査人は、農業・水・環境省の代理として監査を実施、その際の責務として以下の3点が規定されている。
 - ・登録された施設で認証され、実施されている取り組みを対象として監査を実施する
 - ・監査で修正された非準拠の取り組みを修正するための措置が講じられているかどうか、必要なフォローアップアクションを実施する
 - ・農業・水・環境省の要求と法律に基づく監査と報告書の作成を実施する
- スケジュールされた監査を実施する前に、承認された監査人は、当該登録された施設が承認された監査人を同施設で従事させるため、農業・水・環境省の承認を得ていることを確認する。
- 承認された監査人と、施設の占有者は、共同で監査を実施する責務を負う。なお、監査は、農業・水・環境省により決められた頻度で実施することが求められるが、監査結果により、その頻度が変わることがあることに留意する。
- オンサイトで監査の前に、各種書類は事前に確認されなければならない。但し、農業・水・環境省からは資料の提供等は行わず、承認された監査人は、直接、施設の占有者から各種書類を入手しなければならない。この書類には、修正措置を含む以前の監査レポートなども含まれる。
- 実際の処理操作を監視できるように、監査は生産スケジュールに合わせる必要がある。ただし、監査対象の施設が海上で処理される船舶の場合は、可能な限り、製品および乗組員にアクセスする機会を得るため、荷下ろしに合わせて監査をスケジュールする必要がある。
- なお、占有者が多くのサイトを運営する場合であっても、登録は施設別であり、施設の配置等に応じた監査が実施されなければならない。
- 監査は、農業・水・環境省が提供する監査レポートテンプレートに沿って実施する。前回の監査の結果を効果的に活用し、改善のポイントがあれば、その要件を満たしているか、確認することも重要な責務である。
- 施設のハザード分析で重要な制御点(critical control points: CCP)が特定されている場合、ハザード分析クリティカルコントロールポイント(hazard analysis critical control point: HACCP)要素は、ポイント毎に監査される必要がある。
- 監査時間は決められていない。時間を限定せず、監査すべきすべてのポイントを確認しなければならない。
- 登録施設の監査に係る最低要件の概要は以下の通り。
 - ・コンプライアンス違反があった場合、是正措置要求として文書化することが求められる。コンプライアンス条項は、製品毎に規定された各規則に従い、重大な不適合は、農業・水・環境省への通知の義務を負う。
 - ・是正措置については、承認された監査人と占有者の間で合意される必要があり、是正に向けた具体的な取り組みが記載される必要がある。
 - ・監査レポートは、監査の後、14日以内に、メールにて農業・水・環境省に送付される必要があり、レポートは、監査管理システム(Audit Management System: AMS)にアップロードされる。
 - ・監査レポートは、合意された是正措置やその取り組みのためのタイムフレームを含み、占有者の認定を受け、14日以内に、占有者にも共有される必要がある。

- ・承認された監査人は、フォローアップを実施し、仮に示されたタイムフレームに沿った是正措置がなされなかった場合、すぐに農業・水・環境省に通知し、追加の是正措置要求を発行しなければならない。
- ・承認された監査人は、自身でも記録管理に努めなければならない、一貫性があり、正確な識別と時間軸での検索が可能な記録保持システムを確立することが求められる。
- ・なお、手書きのメモについては、明確で読みやすいものでなければならない、情報請求に基づき、短い時間で請求されることにも対応できなければならない。

⑤-3 監査に係る人材の育成方法

承認された監査人(Approved auditor)は、2011 年の輸出認証改革の一環として導入された仕組みであり、情報の整理は、2020 年輸出管理法に基づいて行い、その成果等を判断するに際して必要とされる場合には、法律を遡ることとする。

認証された監視人は、2020 年輸出管理法で枠組みが制定され、具体的には、輸出管理(卵および卵製品)規則 2021、輸出管理(魚類製品)規則 2021、輸出管理(食肉製品)規則 2021、輸出管理(牛乳および乳製品)規則 2021 において、規定されている。

承認された監査人は、食品として輸出するための魚、卵、乳製品および肉製品の準備、貯蔵および/または積み込みに従事する輸出登録施設の規制監査を実施するために、輸出法の下で農業・水・環境省によって訓練され、承認された人物である。

承認された監査人は、全員、農業・水・環境省による承認と確認の対象となり、輸出登録された施設に従事し、立法および輸入国の要件を遵守するための監査を実施し、農業・水・環境省に監査報告書を提出することができる。

承認された監査人の人材育成の方法は、申請後のオンライントレーニング(e-ラーニング)と、AMS データの定期的な分析を通じて行われる、承認された監査人の評価結果に基づき実施される、“Refresher training”がある。

申請後のオンライントレーニング(e-ラーニング)

承認された監査人となるためには、申請し、トレーニングを受ける必要がある。

- 申請料は 480 豪ドルで、申請に基づき、以下が実施される。
 - ・必要な情報がすべて提供されていることを確認するために、申請書類を評価
 - ・追加情報が必要な場合は申請者に連絡
 - ・関連する e ラーニングモジュールへのアクセスの提供
 - ・証人監査による申請者の評価
 - ・合格者に対する承認書と ID カードの提供
 - ・承認済監査人名簿への記名
 - ・監査報告書の様式とチェックリストの提供

要件を満たした申請者は、法律に基づく要件に関して、オンライントレーニングを実施する。e ラーニングモジュールへのアクセスに要する費用は、申請料に含まれている。

オンライントレーニングが正常に完了すると、次に申請者は「証人監査(witness audit)」によって評価される。

- これは、申請者のスキルと知識、輸出法の理解を評価し、将来的に承認された監査人として適切に解釈し、輸出管理法で求められる事項を的確に適用できることが確認される。
- 評価は、申請者が業務に従事する輸出登録施設に対する定期監査中に実施される。

- 申請者が複数の商品やリスクの高い分類で申請した場合、複数の証人監査が必要になる場合がある。
- 申請者は、この評価に関して、自身の旅行手配および費用を負担する義務を負う。
- 承認された監査人の承認期間は、取り消されない限り、承認日から 12 ヶ月となる。承認された監査人は、その地位を維持するため、毎年更新プロセスを経なければならない。更新プロセスの申請では、480 豪ドルが請求される。
- 対象商品を拡大する場合には、農業・水・環境省に申請し、必要な全ての書類や、必要に応じて「承認監査」が実施される。現状で、これに関して追加的な費用は必要とされていない。

再訓練 (Refresher training)

承認された監査人の検証は、AMS データの定期的な分析を通じて行われる。パフォーマンスの問題があり、追加の検証が必要となる場合を除き、この検証に関連するコストは発生しない。

- AMS は、農業・水・環境省が有する電子システムで、承認された監査人が作成した監査報告書がデータとして蓄積されている。
- 農業・水・環境省は、AMS が有する定期的な検証システムにより、監査報告書の内容を検証、求められている基準や法的要件などのコンプライアンスを検証すると共に、承認された監査人の能力やパフォーマンスの評価と監視を行う。
- この評価と監視は、承認された監査人が登録されている施設からの苦情などがきっかけとなった実施されることもある。
- 検証の結果、是正措置、再訓練、承認の取り消しが要求される場合がある。なお、再訓練は、“Refresher training”と呼ばれる。

⑤-4 制度の効果及び課題(輸出促進の面での成功事例、輸出事業者からの制度に対する評価、輸出事業者から改善すべきとして挙げられた課題等)

1982 年輸出管理法の課題については、③において、改善点として一部、まとめている。

連邦政府の National Competition Council(全国競争評議会)が、連邦政府と州政府が合意した、競争に影響を与える全ての法律を包括的に見直すという、1996 年の国家競争政策の採択に基づき、輸出管理法の見直しに際してまとめた、「Australia Government, the Review of the Export Control Act」で、1982 年輸出管理法に対する各ステークホルダーからの意見聴取や、法導入の効果についてまとめている。

輸出管理法のポジティブな面として、上記レビューは、以下を挙げている。

- その目的が満たされている
- 認識可能な経済的な利益が提供されている
- 農業部門の輸出拡大を主導している
- 市場の失敗の脅威に対して効果的に防御している
- 輸出部門において進歩的な取り組みを導くフレームワークが提供されている

上記レビューにおいて、輸出事業者は、法律に基づき規制されている以下の事項について、利点として捉えていることが示されている。

- 発生した問題に対する業界のためのセーフガードとしての役割を担っている
- 法律に従うことで市場へのアクセスの容易さが確保されている

- オーストラリア産食品に対する海外からの信頼が確保されている
- 商業が重視されている
- 国際的な義務が履行されている
- 問題が発生した場合のダメージコントロールが用意されている
- 輸出食品の品質の維持がなされている

上記の利点から、プロセスにおける重複の発生や必要とされる作成文書の多さ、利用料金の徴収(オーストラリアは基本、申請等の処理に要する費用がそのまま料金となる)、順守のための必要費用の発生、複雑なプロセスを経ることに依る輸出の遅れ、産業における革新の妨げなどが指摘され、改善すべき点として示されている。

(8) 農畜産物等に対する税(Levy)と課徴金(Charge)制度

農畜産物等に対する Levy/Charge は、バイオセキュリティへの備えと緊急の植物害虫および動物の病気への対応、残留物検査、マーケティング、研究開発について、豪州連邦全体として推進するための財源として、農畜産物の生産者などから徴収されている。

Levy/Charge の対象となることは、上記取り組みを図ろうとする業界自体が選択することであり、その額は、以下の法律に基づき、業界毎に必要とされる財源の規模に応じて、業界が決めることとなっている。

- ・ Primary Industries (Customs) Charges Act 1999
- ・ Primary Industries (Excise) Levies Act 1999
- ・ National Residue Survey (Customs) Levy Act 1998
- ・ National Residue Survey (Excise) Levy Act 1998

輸出促進に向けた取り組みについても、この財源の一部が活用されている。

長きにわたりオーストラリアの一次産業（農業、漁業、林業の生産者とその代表者たち）は連邦政府に対し、産業界の戦略的活動への投資を促進するために、課税権を用いて Levy/Charge を彼らの生産物に対して賦課することを求めてきた。その他の税（tax）とは違い、Levy の賦課金は賦課された戦略的活動への投資のため、受領団体に直接提供されるものである。

Levy システムによって一次産業は R&D、マーケティング、バイオセキュリティ、残留物調査、バイオセキュリティ緊急対応活動などに対して、まとまった投資ができるようになる。この取り決めなしには、多くの生産者は前述したような活動に対し、効果的に投資できなかった。

政府が課した Levy を支払うことは義務づけられている。強制課税（compulsory levy）があることで、一次産業では Levy から拠出した資金からの活動によって利益を得る、全ての納税者（levy payers）が公平に貢献できるようになっている。

第一次産業は、彼らが Levy の必要性、請求・徴収方法、税率、Levy の見直し時期といった、Levy に関わる全ての側面について取り決めを行う。

担当大臣は、産業界からの Levy の提案について検討し、法律に基づいて Levy の新設、あるいは現行の Levy 制度の改正提案内容を進展させる。

大臣は、産業界におけるすべての潜在的な納税者が、自身らに影響を与える、いかなる Levy の提案についても知り、検討し、議論し、質問し、意見があればそれを述べる機会があるという事を確認する必要がある。

Levy 制度は、連邦政府が全土に税と課徴金を課す独占的な権限に基づいている。

- ・ Levy とは、オーストラリアで生産、製造、販売、流通される特定の商品に課せられる物品税または税金である
- ・ Charge とは、オーストラリアに輸入される商品、あるいはオーストラリアから輸出される商品に課される関税または税金である。

農業税(agricultural levies)は、5 つの目的のもと設置されている。

➤ 研究開発税 (R&D levies)

- ・ この税は、産業界が科学、技術、経済、ビジネス、科学のあらゆる分野において体系的な実験と分析へ投資するために徴収される
- ・ この税は、知識を増やし、産業界がさらなる目標を打ち立て活動を拡大し、産業界から生み出される製品の生産、加工、保管、輸送あるいはマーケティングのあらゆる側面を向上させるために徴収される。
- ・ この税は、産業界に代わって研究開発法人 (Research and Development Corporations: RDCs) により投資に使われる

➤ マーケティング税 (Marketing levies)

- ・ この税は、産業界のマーケティング、産業界の製品の広告宣伝への投資ため徴収され、産業界に代わって RDCs の投資に使われる。

➤ バイオセキュリティ活動税 (Biosecurity activity levies)

- ・ この税はプラントヘルス・オーストラリア (Plant Health Australia: PHA) およびアニマルヘルス・オーストラリア (Animal Health Australia; AHA) への、産業界の構成員の拠出金として徴収される
- ・ AHA と PHA は、政府と産業界のパートナーシップを通じて、害虫や病気への準備、予防、緊急対応、管理を行い、オーストラリアの動植物の健康状態を向上させる国家的アプローチを促進する。

➤ バイオセキュリティ緊急対応税 (Biosecurity emergency response levies)

- ・ この税は緊急植物害虫対応協定 (Emergency Plant Pest Response Deed: EPPRD) および緊急動物疾病対応協定 (Emergency Animal Disease Response Agreement: EADRA) に基づき、害虫や疾病の侵入に対応するための費用のうち、まず、連邦政府が引き受けた産業界の負担を一定期間にわたり政府に返済するために徴収されるものである。
- ・ この税は、多くの場合ゼロに設定されており、緊急対応が必要な場合にのみ設定される。あるいは、緊急対応時の資金を事前に調達するため、低率に設定される場合もある。

EPPRD と EADRA は、侵入があった場合の政府と産業界の調印者の責任と、活動の概要を示している。

既存の協定ではカバーされない害虫や病気の侵入についてカバーする目的で作成された、新しい緊急対応協定では、EPPRD と EADRA と同様の条項が含まれ、バイオセキュリティ緊急対応税 (Biosecurity emergency response levies) を緊急対応の費用の返済に充当することができるよう規定されている。

➤ 全国残留物調査プログラム (NRS) 税 (National Residue Survey : NRS levies)

- ・ この税は、オーストラリアの動植物製品に残留する化学物質や、環境汚染物質のリスクを管理するため、NRS による残留物モニタリング活動の資金として徴収される。

- ・ この税は適切な農業規範を実証し、輸入国の要求を満たすことについて、NRS が参加業界に対し支援する目的で使用される。

NRS 税は、農業・水・環境省の NRS 分野で管理される。

Levy/Charge の徴収は、連邦政府農業・水・環境省が実施、Commonwealth matching payments と呼ばれる、政府からの支援金が加算され、輸出促進のための取り組みを実施する、法律で定められた関連業界団体に支払われる。

現在、上記を受け取る関連業界団体は 18 あり、団体の名称は以下の通り。

図表 9 法律で定められた関連業界団体

Statutory RDCs • Cotton Research and Development Corporation • Fisheries Research and Development Corporation • Grains Research and Development Corporation • AgriFutures Australia (Rural Industries Research and Development Corporation) • Wine Australia. Industry-owned RDCs • Australian Eggs Limited • Australian Livestock Export Corporation Ltd (LiveCorp) • Australian Meat Processor Corporation • Australian Pork Limited • Australian Wool Innovation Limited • Dairy Australia Ltd • Forest and Wood Products Australia Limited • Horticulture Innovation Australia Limited • Meat & Livestock Australia Limited • Sugar Research Australia Ltd. Other levy recipient bodies • Australian Animal Health Council Limited (Animal Health Australia or AHA) • Plant Health Australia (PHA) • National Residue Survey (administered by the department) (NRS).
--

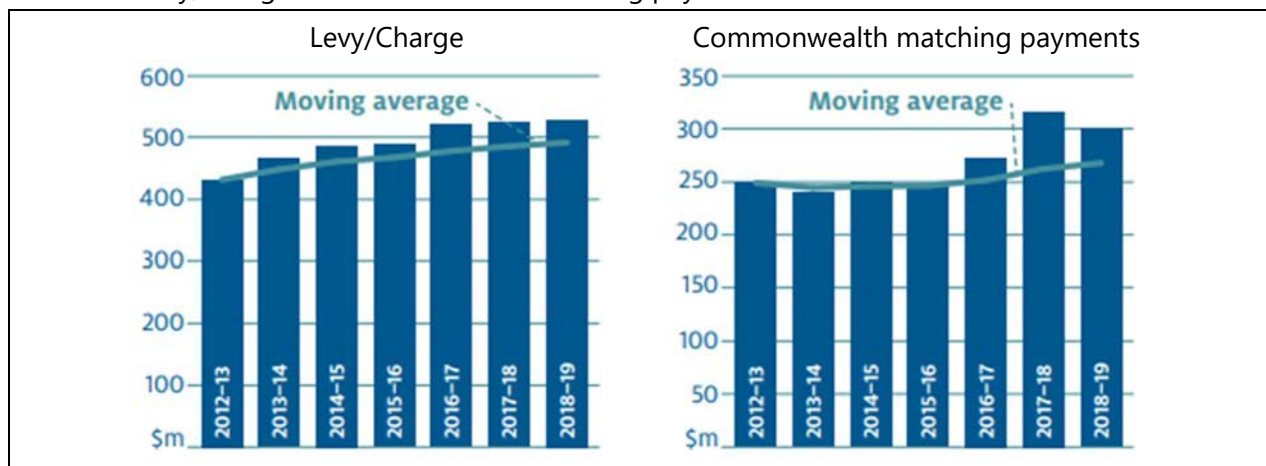
出典 Levy guidelines: How to establish or amend agricultural levies / Australian Government

<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/documents/levy-guidelines.docx>

公表されている直近の 2018/19 年度は、総額 8 億 2,877 万豪ドルが政府から支払われた。この内、Levy/Charge は、5 億 2,903 万豪ドル、Commonwealth matching payments は、2 億 9,974 万豪ドルとなっている。

直近 7 年の推移は次の通り。

図表 10 Levy/Charge と Commonwealth matching payments の推移



出典 Report to levies stakeholders 2018-19 May 2020 / Australian Government

https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/documents/report-levies-stakeholders-2018-19_0.pdf

Levy/Charge の対象とされている農畜産物は次の通り。

図表 11 Levy/Charge の対象とされている農畜産物

対象品目		名称	導入開始	Levy あるいは Charge の対象となるもの	管理主体
畜産物	乳製品(メーカーに納品される牛乳)	乳製品賦課金(levy)	1958/10/10	オーストラリアで生産され、生産者の元へ納品される全乳または全乳製品。あるいは、オーストラリアで生産され、乳製品を作るために生産者に使用される全乳または全乳製品。	Dairy Australia Limited and Animal Health Australia (AHA)
	山羊毛	山羊繊維賦課金(levy)	1989/11/23	オーストラリアで生産された山羊毛のうち、生産者によって販売されるもの。	The Rural Industries Research and Development Corporation
	蜂蜜	蜂蜜賦課金(levy)および手数料(charge)	1962/12/14	オーストラリアで生産された蜂蜜で、他の商品を生産するために販売、輸出、または使用されるもの。	The Rural Industries, Research and Development Corporation, Plant Health Australia (PHA) and the National Residue Survey (NRS)
	ウール(羊毛)	羊毛賦課金(levy)および手数料(charge)	1936/7/1	オーストラリアで生産された羊毛で、販売されるもの、他の商品の生産のために使用されるもの、あるいは輸出されるもの。	Australian Wool Innovation
農産物	雑穀類	雑穀賦課金(levy)	1992/10/1	オーストラリアで生産された雑穀類で、生産者によって貯蔵以外の目的で他者に納品されるもの。あるいは、生産者が加工するもの。	The Grains Research and Development Corporation (GRDC), Plant Health Australia (PHA) and the National Residue Survey (NRS)
	綿と実綿	綿賦課金(levy)	1983/3/1	オーストラリアで生産・加工された綿。	The Cotton Research and Development Corporation and Plant Health Australia (PHA)
		実綿賦課金(levy)および手数料(charge)	2017/4/1	輸出を目的として収穫された実綿。	
	飼料	飼料手数料(charge)	2016/7/1	オーストラリアで生産され、動物飼料としての使用を意図し輸出される飼料。	The Rural Industries Research and Development Corporation, now trading as AgriFutures Australia
	穀物マメ科植物	穀物マメ科植物賦課金(levy)	1985/10/16	オーストラリアで生産された穀物マメ科植物で、生産者によって貯蔵以外の目的で他者に納品されるもの。あるいは、生産者が加工するもの。	The Grains Research and Development Corporation (GRDC), Plant Health Australia (PHA) and the National Residue Survey (NRS) *Levy Payer Register was established on 12 June 2019 and will be held by GRDC.
	油糧種子	油糧種子賦課金(levy)	1994/9/27	オーストラリアで生産された油糧種子で、生産者によって貯蔵以外の目的で他者に納品されるもの。あるいは、生産者が加工するもの。	The Grains Research and Development Corporation (GRDC), Plant Health Australia (PHA) and the National Residue Survey (NRS) *A Levy Payer Register was established on 12 June 2019 and will be held by GRDC.

対象品目		名称	導入開始	Levy あるいは Charge の対象となるもの	管理主体
	牧草の種子	牧草の種賦課金(levy)	1989/11/23	オーストラリアで生産された牧草の種子で、認定法のもと収穫・認証されたもの。	The Rural Research and Development Corporation, now trading as AgriFutures Australia
	米	米賦課金(levy)	1991/11/14	オーストラリアで生産され、加工業者に納品される米。	The Rural Industries Research and Development Corporation, now trading as AgriFutures Australia, and Plant Health Australia (PHA)
	サトウキビ	サトウキビ賦課金(levy)	1987/5/26	オーストラリアで生産されたサトウキビで、加工されたもの。	Sugar Research Australia and Plant Health Australia *A Levy Payer Register was established on 31 May 2019 and will be held by Sugar Research Australia.
	小麦	小麦賦課金(levy)	1957/5/30	オーストラリアで生産された小麦で、貯蔵以外の目的で他者、あるいは、生産者が小麦を加工する場合へ納品されるもの。	The Grains Research and Development Corporation (GRDC), Plant Health Australia (PHA) and the National Residue Survey (NRS) *A Levy Payer Register was established on 12 June 2019 and will be held by GRDC.
水産物	養殖エビ	養殖エビ賦課金(levy)および手数料(charge)	2001/10/1	オーストラリアで生産された養殖エビで、生産者によって販売されるもの、他の商品の生産に使用されるもの、貯蔵以外の目的で他者に納品されるもの、あるいは輸出されるもの。	The Fisheries Research and Development Corporation
林産物	森林育成者—丸太	森林生産者賦課金(levy)	2007/11/1	オーストラリアで生産された丸太。	Forest and Wood Products Australia (FWPA) and Plant Health Australia (PHA)
	林業製品	林業製品賦課金(levy)および手数料(charge)	1994/7/1	オーストラリアで生産され、加工のためにオーストラリアの製作所に納品される丸太、あるいはオーストラリアから輸出される丸太。	Forest and Wood Products Australia
猟獣	狩猟動物(山羊と豚)	狩猟動物(山羊と豚)賦課金(levy)	1993/7/1	野生の山羊と豚のうち、銃器からの発砲によって生息地で殺されたもの。	The National Residue Survey (NRS)
	鹿の屠殺	鹿の屠殺賦課金(levy)	1992/7/1	人間が消費するために屠殺場で屠殺される鹿。	The Rural Industries Research and Development Corporation, now trading as AgriFutures Australia, and the National Residue Survey (NRS)
	馬の屠殺	馬の屠殺賦課金(levy)	1993/7/1	人間が消費することを目的として屠殺場で屠殺される馬。	The National Residue Survey (NRS)
	カンガルー科動物の屠殺	カンガルー科動物賦課金(levy)	2004/1/1	カンガルー科動物のうち、銃器からの発砲によって生息地で殺され、人間または動物が消費するために処理されたもの。	The National Residue Survey (NRS) and the Rural Industries Research

対象品目		名称	導入開始	Levy あるいは Charge の対象となるもの	管理主体
					and Development Corporation, now trading as AgriFutures Australia
	平胸類(ダチョウ・キウィなどの屠殺)	平胸類の虐殺賦課金(levy)	1997/7/1	人間が消費することを目的として屠殺場で屠殺された平胸類。	The National Residue Survey (NRS)
園芸作物	アーモンド	アーモンド賦課金(levy)および手数料(charge)	1998/1/1	オーストラリアで生産されたアーモンドのうち、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia
	りんご	りんご賦課金(levy)および手数料(charge)	1977/1/1	オーストラリアで生産されたりんごのうち、生産者によって販売されるもの、製品の製造に使用されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited, the National Residue Survey (NRS) and Plant Health Australia (PHA)
	アボカド	アボカド賦課金(levy)および手数料(charge)	1991/8/1	オーストラリアで生産されたアボカドのうち、他の製品の製造のために使用されるもの、あるいは生産者によって販売されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	バナナ	バナナ賦課金(levy)	2008/7/1	オーストラリアで生産されたバナナのうち、生産者によって販売されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	さくらんぼ	さくらんぼ賦課金(levy)および手数料(charge)	1993/11/15	オーストラリアで生産されたさくらんぼのうち、他の製品の製造のために使用されるもの、あるいは生産者によって販売されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	栗	栗賦課金(levy)および手数料(charge)	1992/2/1	オーストラリアで生産された栗のうち、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	柑橘類	柑橘類賦課金(levy)および手数料(charge)	1988/8/1	オーストラリアで生産された柑橘類のうち、他の製品の製造に使用されるもの、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	カスタードアップル(ギューシンリ)	カスタードアップル(ギューシンリ)賦課金(levy)および手数料(charge)	1995/1/1	オーストラリアで生産されたカスタードアップル(ギューシンリ)のうち、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited
	ドライフルーツと干しブドウ	ドライフルーツ賦課金(levy)	1971/4/27	加工施設で新鮮な果物から作られたドライフルーツ、または加工のために受領されたドライフルーツ。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA) and the National Residue Survey (NRS)
		干しブドウ賦課金(levy)および手数料(charge)	1964/5/28	オーストラリアで生産された干しブドウのうち、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	
	生姜	生姜賦課金(levy)	2011/4/1	オーストラリアで生産された生姜のうち、生産者によって販売されるもの。	The Rural Industries Research and Development Corporation, now trading as AgriFutures Australia
	ライチ	ライチ賦課金(levy)および手数料(charge)	2004/2/1	オーストラリアで生産されたライチのうち、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited

対象品目		名称	導入開始	Levy あるいは Charge の対象となるもの	管理主体
	マカダミアナッツ	マカダミアナッツ賦課金(levy)および手数料(charge)	1992/4/1	オーストラリアで生産されたマカダミアナッツのうち、他の製品の製造に使用されるもの、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited, and the National Residue Survey (NRS)
	マンゴー	マンゴー賦課金(levy)および手数料(charge)	2003/7/1	オーストラリアで生産されたマンゴーのうち、他の製品の製造に使用されるもの、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	メロン	メロン賦課金(levy)および手数料(charge)	2017/1/1	オーストラリアで生産されたメロンのうち、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	きのこ	きのこ賦課金(levy)	2002/1/1	オーストラリアで生産されたアガリクス茸のうち、他の製品の製造のために使用されるもの、あるいは生産者によって販売されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited
	園芸製品	園芸製品賦課金(levy)	1989/10/1	オーストラリアで生産された鉢植え植物のうち、他の製品の製造に使用されるもの、あるいは生産者によって販売されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	オリーブ	オリーブ賦課金(levy)	2013/5/1	オーストラリアで生産されたオリーブのうち、生産者によって販売されるもの、あるいは他の製品の製造に使用されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia
	玉ねぎ	玉ねぎ賦課金(levy)および手数料(charge)	1994/2/1	オーストラリアで生産された玉ねぎのうち、生産者によって販売されるもの、他の製品の製造に使用されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	パパイア	パパイア賦課金(levy)および手数料(charge)	2004/1/1	オーストラリアで生産されたパパイアのうち、他の製品の製造に使用されるもの、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited
	パッションフルーツ	パッションフルーツ賦課金(levy)および手数料(charge)	1999/5/1	オーストラリアで生産されたパッションフルーツのうち、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited
	洋梨	洋梨賦課金(levy)および手数料(charge)	1977/1/1	オーストラリアで生産された梨のうち、生産者によって販売されるもの、製品の製造に使用されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited, the National Residue Survey (NRS) and Plant Health Australia (PHA)
	柿	柿賦課金(levy)および手数料(charge)	2004/7/1	オーストラリアで生産された柿のうち、他の製品の製造に使用されるもの、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited
	パイナップル	パイナップル賦課金(levy)および手数料(charge)	2009/7/1	オーストラリアで生産されたパイナップルのうち、他の製品の製造に使用されるもの、加工され販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited

対象品目		名称	導入開始	Levy あるいは Charge の対象となるもの	管理主体
	じゃがいも	じゃがいも賦課金(levy)および手数料(charge)	1991/8/1	オーストラリアで生産・販売される未加工のジャガイモ、あるいはオーストラリアから輸出された未加工のジャガイモには賦課金(levy)または手数料(charge)の対象となる。他の製品の製造に使用される加工済みジャガイモは、賦課金(levy)の対象となる。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	キイチゴ	キイチゴ賦課金(levy)および手数料(charge)	2006/7/1	オーストラリアで生産されたキイチゴのうち、生産者によって販売されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited
	核果	核果賦課金(levy)および手数料(charge)	1995/8/1	オーストラリアで生産された核果のうち、生産者によって販売されるもの、製品の製造に使用されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	いちご	いちご賦課金(levy)	1997/4/1	オーストラリアで生産されたいちごのうち、生産者によって販売されるもの、あるいは他の製品の製造に使用されるもの。	Plant Health Australia (PHA)
	サツマイモ	サツマイモ賦課金(levy)および手数料(charge)	1996/3/1	オーストラリアで生産されたサツマイモのうち、生産者によって販売されるもの、製品の製造に使用されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
	生食用ブドウ	生食用ブドウ賦課金(levy)および手数料(charge)	2002/10/1	オーストラリアで生産された生食用ブドウのうち、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia
	芝	芝賦課金(levy)および手数料(charge)	2006/10/1	オーストラリアで生産された芝のうち、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited
	野菜	野菜賦課金(levy)および手数料(charge)	1996/3/1	オーストラリアで生産された野菜のうち、生産者によって販売されるもの、あるいは他の製品の製造に使用されるもの。	Horticulture Innovation Australia Limited and Plant Health Australia (PHA)
生体家畜	バッファローの輸出	バッファロー手数料(charge)	1977/6/16	オーストラリアで生産されたバッファローのうち、輸出されるもの。	The Rural Industries Research and Development Corporation, now trading as AgriFutures Australia
	牛と家畜(山羊、子羊、羊)–輸出	牛(輸出業者)手数料(charge)	1977/6/16	オーストラリアから輸出される牛と乳牛。	The Australian Livestock Export Corporation Limited (LiveCorp)
		乳牛の輸出手数料(charge)	2021/1/1		
		家畜(輸出業者)手数料(charge)	1977/6/16	オーストラリアから輸出される山羊、子羊、羊。	
畜産加工	牛肉生産	牛肉の生産賦課金(levy)	1964/5/6	人間が消費するために屠殺場で屠殺される牛(生後 30 日以下の子牛(bobby calves)を含む)。	The Australian Meat Processor Corporation
	バッファローの屠殺	バッファローの屠殺賦課金(levy)	1964/5/6	人間が消費するために屠殺場で屠殺されるバッファロー。	The Rural Industries Research and Development Corporation, now

対象品目		名称	導入開始	Levy あるいは Charge の対象となるもの	管理主体
					trading as AgriFutures Australia, and the National Residue Survey (NRS)
	家畜(山羊、子羊、羊)の屠殺	家畜の屠殺賦課金(levy)	1964/5/6	人間が消費するために屠殺場で屠殺される山羊、子羊、羊。	The Australian Meat Processor Corporation
	豚の屠殺	豚の屠殺賦課金(levy)	1971/8/1	オーストラリアの屠殺場で屠殺された豚のうち、枝肉がその後人間の消費に使用されるかどうかにかかわらず、人間の消費のために販売されるもの。	Animal Health Australia, Australian Pork Limited and the National Residue Survey (NRS)
家畜取引	生産者が輸出するために納品される牛と家畜(山羊、子羊、羊)	牛(生産者)手数料(charge)	1991/2/1	オーストラリアから輸出される乳牛以外の牛は、牛が輸出者によって購入され、かつ輸出者が 60 日以上(購入日から輸出終了日まで)所有している期間、あるいは、牛が輸出される前に検疫に留まらなければならない期間、いずれかの長い期間を対象に、手数料(charge)が課せられる。	Animal Health Australia (AHA), Meat & Livestock Australia, and the National Residue Survey (NRS)
		家畜(生産者)手数料(charge)	1997/12/17	山羊、子羊、羊は、牛が輸出者によって購入され、かつ輸出者が 30 日以上(購入日から輸出終了日まで)所有している期間、あるいは、牛が輸出される前に検疫に留まらなければならない期間、いずれかの長い期間を対象に、手数料(charge)が課せられる。	
	牛と家畜(山羊、羊、子羊)の取引	牛の取引賦課金(levy)	1990/12/28	オーストラリアで生産される牛または家畜のうち、生産～加工段階の間に販売・移動、あるいは輸出の為に生産者へ納品されるもの。	Animal Health Australia, Meat and Livestock Australia and the National Residue Survey (NRS)
		家畜取引賦課金(levy)	1997/7/1		
その他の農村産業	ティーツリーオイル	ティーツリーオイル賦課金(levy)および手数料(charge)	2017/7/1	オーストラリアで生産されたティーツリーオイルのうち、生産者によって販売されるもの、あるいは輸出されるもの。	The Rural Industries Research and Development Corporation, now trading as AgriFutures Australia, and Plant Health Australia (PHA)
	サラブレッド種の馬	サラブレッド種の馬賦課金(levy)	2017/9/1	サラブレッド種の馬のうち、オーストラリアの血統登録簿に申し立てられた牝馬の帰国(mare return)、あるいは種。牡馬の宣言書(stallion declaration of service)に記載されているもの。	The Rural Industries Research and Development Corporation, now trading as AgriFutures Australia
家禽	卵(販促品)	卵(販促品)賦課金(levy)	2003/2/1	オーストラリアで生産された卵のうち、生産者によって販売された卵、または生産者が製品の製造に使用した卵は、卵税(the eggs levy)の対象となる。ただし卵税(the eggs levy)は、卵の商用生産のために飼育または購入される卵用鶏で支払われる。	The Australian Egg Corporation Limited, now trading as Australian Eggs
	卵用鶏	卵用鶏賦課金(levy)	1988/5/11	オーストラリアの孵化場で孵化した卵用鶏。	The department collects and disburses the laying chickens levy to Animal Health Australia (AHA), Australian Egg Corporation Limited

対象品目		名称	導入開始	Levy あるいは Charge の対象となるもの	管理主体
					and the National Residue Survey (NRS) to fund activities including animal biosecurity projects, pest and disease incursion responses, research and development and animal product residue monitoring.
	肉用鶏	肉用鶏賦課金(levy)	1969/7/1	オーストラリアの孵化場で孵化した肉用鶏。	Animal Health Australia (AHA), the National Residue Survey (NRS) and the Rural Industries Research and Development Corporation, now trading as AgriFutures Australia
ワイン	新鮮なブドウ、乾燥ブドウ、グレープジュース(ブドウの研究賦課金)	ブドウの研究賦課金(levy)	1986/7/1	オーストラリアで生産されたブドウのうち、オーストラリアの加工施設に納品されるブドウ。	Wine Australia and Plant Health Australia (PHA) manage grape research levy investments. A levy payer register was established on 5 July 2019 and will be held by Wine Australia.
	ワイン用ブドウ(ワイン用ブドウ賦課金)	ワイン用ブドウ賦課金(levy)	1929/3/22	オーストラリアで生産されたブドウのうち、オーストラリアのワイナリーでワインの製造に使用されるブドウ。	Wine Australia and Plant Health Australia (PHA)
	ワイン輸出	ワインの輸出料金手数料(charge)	1997/6/27	オーストラリアで生産され、オーストラリアから輸出されるワイン。	Wine Australia

出典 連邦政府農業・水・環境省ホームページから NRI 仮訳

<https://www.agriculture.gov.au/ag-farm-food/levies>

具体的な Levy/Charge の額などは添付資料（P74、図表 39）を参照¹¹。

¹¹ ホームページの更新日時等の関係から、図表 11 と図表 39 の管理主体で一部、合わない点が確認されている点に留意が必要。

(9) 輸出促進に向けた制度の活用事例 – 牛肉

Beef production levy は、1964 年 5 月 6 日に導入された制度であり、ボビー子牛(Bobby Calves, 乳牛が生んだ生後 30 日未満の子牛で、搾乳には適さず、屠殺される)を含む、人間が消費するために食肉処理場で屠殺された牛が対象となる。Australian Meat Processor Corporation Ltd(AMPC)が、Beef production levy の支出に責任を有している。

Beef production levy の用途は、マーケティングと研究開発のみとなり、徴収額は先にも示した通り、マーケティング用で 0.24 豪セント/kg、研究開発用で 0.36 豪セント/kg で、計 0.6 豪セント/kg となる。なお、この重量は、Hot carcass weight (HCW, 高温枝肉重量)と呼ばれ、皮、頭、胃腸管、内臓を除去した後の高温または非冷却時の重量である。

輸出促進に向けた取り組みについては、Meat Livestock Australia(MLA)との共同により実施されている。

Meat Livestock Australia(MLA)は、Animal Health Australia (AHA) と National Residue Survey (NRS)と共に、Cattle (producers) and livestock (producers) charge の支出に責任を有している。

Cattle (producers) and livestock (producers) charge の用途は、AHA 用で Grassfed cattle と Grainfed cattle、それぞれで 1.5 豪ドル/頭、NRS 用で、それぞれ 0.29 豪ドル/頭、MLA 用は、マーケティング用で、Grassfed cattle、3.66 豪ドル/頭、Grainfed cattle、3.08 豪ドル/頭、研究開発用で Grassfed cattle、0.92 豪ドル/頭、Grainfed cattle、1.5 豪ドル/頭、計、それぞれ 5.00 豪ドル/頭となる。

畜牛生産者課徴金(cattle (producers) charge)は 1991 年 2 月 1 日に、家畜生産者課徴金(livestock (producers) charge)は 1997 年 12 月 17 日に導入された。

畜牛生産者課徴金(cattle (producers) charge)の対象となるのは、オーストラリアから輸出される乳牛以外の畜牛である。輸出者が購入しており、かつ輸出者が 60 日以上（購入日から輸出日まで）所有している場合の期間、あるいは、輸出前に検疫のため隔離されなければならない期間がある場合、いずれか長い方の期間に適用される。

家畜生産者課徴金(livestock (producers) charge)の対象となるのは、オーストラリアから輸出されるヤギ、子羊、羊が対象となる。輸出者が購入した家畜で、輸出者がその家畜を 30 日以上（購入日から輸出日まで）所有している場合、または輸出前に検疫のため隔離されなければならない期間がある場合、いずれか長い方の期間に適用される。

MLA は、オーストラリア食肉家畜公社（the Australian Meat & Livestock Corporation）と食肉研究公社（Meat Research Corporation）という 2 つの業界法令組織の合併により、1998 年に保証有限責任公開会社（a public company limited by guarantee）として設立された。

MLA は、1997 年に制定された Australian Meat and Live-stock Industry Act 1997 の第 60 条 1 項および 2 項（sections 60(1) and 60(2)）に基づいて宣言された、業界のマーケティング機関およびマーケティング業界の研究機関である。

MLA は、生産者が家畜を販売する際に支払う取引税（transaction levies）を主な財源としており、マーケティング、研究開発活動を支援するために使用される。また、MLA は連邦政府からのマッチングファンド、アンマッチドグラント（unmatched grants）、他の業界関係者からの共同投資も受けている。

MLA は、赤身肉業界の繁栄を育むことを核とした目的に掲げ、赤身肉業界および連邦政府と連携し、肉牛、羊、山羊の生産者に対し、マーケティング、研究開発商品・サービスを提供する。

2019 年 6 月 30 日現在、MLA は 8 カ国で 271 名の従業員を擁している。MLA の従業員プロフィールは、組織全体でバランスのとれたジェンダー属性と年齢分布を反映している。従業員の 52%以上が地方からの出身者である。

MLA は日本で事務所を東京に開設し、主に外食産業や小売店での販売促進、展示会やセミナー等のマーケティングおよび広報活動、市場調査等を行なっている。

MLA の日本での活動は次の通り。

図表 12 MLA の日本での活動

トレード・セミナーの実施	MLA では、小売業、卸売業、フードサービスなどに携わるプロの皆さまをさらにグループ分け、それぞれの業態に合わせてセミナーを開催しています。 このセミナーは、オージー・ビーフに関するさまざまな知識を深めていただくための、いわばエデュケーション・サービスです。流通関係の方々には主にオージー・ビーフの安全性や商品化をテーマとしたセミナーを、またフードサービスを対象とするセミナーでは安全性を理解していただくほか、メニュー開発のためのアイデアを、有名シェフを講師に迎えて提供するなど、きめ細かいプログラムが組まれています。 いずれのセミナーも、MLA の各事務所を通じて全国レベルで実施しています。
トレード・ミッションのコーディネートに協力参加	オーストラリアの食肉生産状況を紹介する海外視察旅行、トレード・ミッションを、トレードに携わる皆さまの業態別に実施しています。 また MLA では、オージー・ビーフに関する知識を深めていただくため、オーストラリアの食肉産業界や日本企業が主催するミッションにおいて、コーディネート等に協力参加しています。安全性・品質ともに世界に誇るオージー・ビーフの生産工程すべてを、見て、聞いて、味わって再認識していただいています。
リテール・プロモーション	卸・流通・小売業の方々がオージー・ビーフの販促をより効果的に行えるよう、MLA では集客効果の高い POP ツールを使ったフェアを開催しています。地域を代表するスーパーなどでは、売り場の演出やデモンストレーターへの派遣なども実施しています。各 PB ブランドとの協賛によるプロモーション活動も積極的に実施しています。
フードサービス・プロモーション	フードサービスに携わる方々を対象に、期間限定のフェアを展開しています。たとえばホテルではbuffet フェアなどを、ファミリーレストランでもさまざまなフェアを開催しています。
アイデア料理を提供、消費者教育プログラム	ある調査によれば、日本の主婦がもっと牛肉料理を知っていれば、牛肉を購入する機会は確実に増える、という結果が出ています。 そこで MLA では、オージー・ビーフを使ったアイデア料理を満載したレシピ・リーフレットを製作し、効果的で主婦に喜ばれる POP ツールとして活用しています。
各種インフォメーションの送付	広告／販促キャンペーンなどを実施する際には、全体のプラン、ツールなどをご案内するインフォメーションを随時お送りしています。食肉業界の皆さまに、ご理解を深めていただけるよう努めています。
その他にもさまざまな PR 活動を実施	オージー・ビーフの魅力を消費者の方々に広く認知・理解していただくために多彩な PR 活動を実施しています。官公庁・関連業界・マスコミへの情報提供をはじめ、調理士学校へのセミナー、TV の料理番組やクイズ番組へのパブリシティなどを、一年を通して展開しています。 また業界向けのフードショーや消費者向けのお料理コンテストなど、各種イベントにも積極的に参加しています。さらに MLA は、これまでの日本におけるマーケティング活動の経験を生かし、オーストラリアの物産の生産者や輸出業者に対しても、さまざまなマーケティング・サポート活動を行なっています。

出典 MLA(日本) ホームページ <http://www.aussiebeef.jp/b2b/about/activityaction.html>

(10) 輸出促進に向けた制度の生産現場での対応事例

①植物と植物製品

輸出管理法に既定された新鮮な果物や野菜、ドライフルーツ、植物、切り花、ナッツ、木材、干し草、わら、生の葉樹綿、丸太、木材、種子、穀物などの植物と植物製品は、輸出許可と認定された植物輸出許可オフィサー (Plant Export Authorised Officer: AO) によるコンプライアンスの検査と輸出前の認証が必要な場合がある。

AO は、2020 年輸出管理法に基づいてオーストラリア政府職員に任命された部門によって訓練され、評価された個人であり、連邦農業・水・環境省に代わってさまざまな輸出機能を実行する。

AO の申請は、以下の者のいずれかとなる。

- 農業・水・環境省職員
- 州または準州の政府役員
- 特定のビジネスにリンクされた従業員
- 登録された施設の従業員
- 輸出者の従業員
- 自営業の個人/唯一のトレーダー

AO による監査の内容は、「サポートドキュメントの検証」、「輸出のために加工された植物製品の検査」、「監査結果の記録と提出」となる。

植物と植物製品については、「園芸作物」、「穀物及び植物製品」、「綿」、「干し草とわら製品」、「林産物」のそれぞれで異なる監査が実施される。

本報告書では、「園芸作物」に関する監査の内容を整理する。

園芸作物の検査は、適切な訓練を受け、能力があるとみなされ、HOR3002 果物と野菜の輸出検査の職務部門によって任命された AO によって行われなければならない。

プロトコル(予め、手順等が二国間で決められた)市場向けの検査を行う場合、AO は関連する HEP4001 園芸プロトコル輸出検査の職務権限も有していなければならない。

a. 事前検査プロセス

輸入要件が不明な場合は、

- クライアントが輸入国の当局から入手する。
- 輸入許可証または輸入国当局が発行した書面による証書で入手する（例：法律、規則、法令、輸入要件データベース）。
- その要件を検査の前に部門に提供し、MICoR に掲載すること。

輸入許可証に記載されている要件は、MICoR に記載されている要件と一致しなければならない。異なっている場合は、輸入許可証のコピーを担当部門の MICoR 管理者に提出しなければならない。

有効な意思通知 (Notice of Intention to export: NOI) は

- 検査の前に提出されていること。
- 検査のために提示された委託品と一致していること。
- 電子的な許可申請 (RFP) の形式で、EXDOC を介して提出されていること。

- AO に検査を依頼する前に、初期状態（INIT）または最終状態（FINL）であること。
- 電子システムの故障により不測の事態が発生した場合には、手動の EX28 フォームを使用すること。

次の表は、事前検査の概要を示したものである。

図表 13 事前検査（pre-inspection process）

ステージ	順序	責任者						
1.	輸入要件を輸入国の当局から入手する。	クライアント						
2.	<table><tr><td>もし要件が</td><td>左記の場合</td></tr><tr><td>MICoR のケースに一致する場合</td><td>ステージ 4 へ</td></tr><tr><td>MICoR のケースと一致しない、または MICoR のケースがない場合</td><td> - 要件は部門に提供 - ステージ 3 に続く </td></tr></table>	もし要件が	左記の場合	MICoR のケースに一致する場合	ステージ 4 へ	MICoR のケースと一致しない、または MICoR のケースがない場合	- 要件は部門に提供 - ステージ 3 に続く	クライアント
もし要件が	左記の場合							
MICoR のケースに一致する場合	ステージ 4 へ							
MICoR のケースと一致しない、または MICoR のケースがない場合	- 要件は部門に提供 - ステージ 3 に続く							
3.	輸入要件が評価され、必要に応じて MICoR のケースが作成または修正される。	MICoR 管理者						
4.	現在登録されており、商品に関連する輸出登録業務が承認されている施設が検査のために組織される。	クライアント						
5.	RFP を提出して委託品を検査する。	クライアント						
6.	委託品が、部門や輸入国の要求を満たしているかどうか確認する。	クライアント						
7.	検査のために AO を組織する。	クライアント						
8.	ステージ 7 の AO には、RFP のコピーと輸入許可証、譲渡証明書、ガスフリー証明書、エリアフリーの証拠、処理証明書、生産者の申告（import permit, transfer certificates, gas free certificates, evidence of area freedom, treatment certificates or grower declarations）など、すべての添付書類が提出される。	クライアント						

出典 Guideline, Inspection of horticulture for export; Department of Agriculture, Water and the Environment.

b. 登録施設の要件

登録施設は以下のことが求められる。

- ガイドライン「植物輸出登録施設の管理および関連するすべての法律上の要件」に沿って維持されていること。
- 現在の登録と、商品に関連する登録業務があること。
- リファレンスを参照。必要なコードについては、植物輸出登録施設の登録業務および機能コードを参照のこと。
- 受入、加工、保管、検査、処理および発送エリアが清潔で、害虫や汚染物質がないこと。
- 以下のような検査台を有すること。
 - ・ 少なくとも 600 ルクスの照明（目安として検査台から 1.2 メートルの高さに標準的な蛍光灯を 3 本設置した場合）で十分な明るさが確保されていること。照明には自然光と人工光が使用可。
 - ・ 清潔であること。
 - ・ 白色であること（ステンレスを使用している場合は、検査前に検査台を適切な白色の素材で覆うか、大型の白色検査トレイを用意する必要がある）。
 - ・ 目的に合っていること（すなわち、検査を行うのに十分な大きさと性質を備えていること）。
 - ・ 部署の監査、保証グループによる承認がない限り、輸入品の検査に使用しないこと。

- ガイドライン「園芸作物の輸出における植物検疫上の安全性の維持（Maintenance of phytosanitary security for horticulture exports）」に基づき委託品の安全性を維持すること。

商品の流路は、検査前（植物検疫ステータスの場合）、検査中、または検査後に委託品に侵入または汚染する可能性のある害虫および汚染物質がなく、清潔でなければならない。商品の流路は、委託品の周辺で移動する他の製品または商品との入れ替えのリスクがないことを含め、商品の完全な維持を保証しなければならない。

委託検査の前に、流路を検査して合格しなければならない。

不適合な流路がその時点で修正された場合は、再検査して合格しなければならない。流路が修正できない場合は、検査は不合格として記録しなければならない。

c. 委託品へのアクセス

委託品へのアクセスとして、以下が求められる。

- ・ RFP に沿って全体を提示していること。
- ・ アクセス可能であること。

d. 取引説明

すべての園芸作物には、適切かつ正確な取引説明が記載されていなければならない。取引説明は、単一タイプの製品がユニット化されていることが明らかな場合、パレットラベルとして適用することができる。

取引説明の要件は、1 つの委託品に 1 つまたは複数の取引説明を適用することで満たすことができる。これらの取引説明の情報は、矛盾や虚偽であってはならない。

取引説明は、

- AO および輸入国当局が商品を正確かつ容易に識別できるような十分な情報を含み、正確かつ適切であること。
- 曖昧または不明瞭ではなく、見やすく読みやすい文字で記載されていること。
- 委託品にしっかりと取り付けられていること。
- 輸入国の要件を満たしていること。

その他、以下も含まれる。

- 正味の内容物（すなわち正味の重量または単位）。
- 商品が梱包または検査された登録施設の番号、または商品が梱包された認定施設（倉庫）の番号。
- 輸出者、製造者、または生産者の名前、住所、または固有の識別番号。
- 商品の原産国、または商品が最後にその性質を変えるような調製を受けた国。例えば、
 - PRODUCT OF AUSTRALIA
 - PRODUCE OF AUSTRALIA
 - AUSTRALIAN PRODUCT
 - PRODUCED IN AUSTRALIA
 - GROWN IN AUSTRALIA
 - MADE IN AUSTRALIA
 - AUSTRALIAN（商品名と併記）

虚偽または誤解を招くような取引説明が商品に適用されている疑いがある場合、AO は以下のことをしなければならない。

- 違反の疑いがあることを園芸輸出プログラムの担当部署に報告する。
- 検査を続行しない。
- 商品説明を裏付ける証拠書類の提出をクライアントに求める。

e. 梱包材

園芸の輸出委託品の包装に使用される材料は、

- 新品であること（中古の場合は、他のすべての包装要件を満たすようその後の使用ごとに再調整が必要）。
- 清潔であること。
- 梱包された、または梱包される予定の植物または植物製品に適していること。
- 委託品の植物検疫上の安全性を維持するため、輸送中に通常受ける取り扱いに耐える十分な強度があること。
- 害虫や汚染物質が付着していないこと。
- 特定の輸入国の要件に準拠していること。
- 植物検疫措置に関する国際基準（International Standard for Phytosanitary Measures: ISPM）15（木製包装材）に準拠していること。

AO は、包装材の適合性を確認しなければならない（輸出者の責任である木製包装を除く）。

f. 植物検疫上の安全性

委託品が検査前に植物検疫ステータスを取得している場合（すなわち、植物検疫処理されたものや、害虫のいない地域から調達したもの）は、ガイドライン、「園芸作物の輸出における植物検疫上の安全性の維持」に従って委託品の安全性を維持しなければならない。

違反があった場合は、植物検疫ステータスが失われ、その委託品は不合格として記録されなければならない。

g. サンプルング方法

クライアントは、以下の承認されたサンプルング方法の中から 1 つを選択し、AO にアドバイスする必要がある。

- インラインサンプリング

AO は、検査のために商品のサンプルを生産ラインから決められた間隔で取り出す。サンプリング時に商品が包装されていてもいなくてもよい。

クライアントは AO に以下のことを証明しなければならない。

- 梱包前の植物検疫ステータスおよび関連する植物検疫上の安全性
- 委託品またはロットを開始点（開始時間）と終了点（終了時間）で識別する方法
- 推定梱包時間
- 梱包するカートンの数
- エンドポイントサンプリング

梱包され、委託品全体が提示された後に、AO はパッケージ内の検査用商品のサンプルを取り出す。

クライアントは、RFP の各ラインを個別に検査するエンドポイント検査を選択することができる。この場合、各ラインには完全なサンプリングレートを適用する必要がある。1 つのラインが不合格であっても、他のラインの検査結果に影響を与えることはないが、ラインが相互に保護または分離されていることが条件となる。受け入れ可能な安全対策については、ガイドライン「園芸作物の輸出における植物検疫上の安全性の維持」を参照のこと。

クライアントは、輸入国が別のレートを指定している場合を除き、以下の承認されたサンプリングレートのうち 1 つを選択し、AO に通知しなければならない。

- 600 ユニット：600 ユニットを検査しなければならない。
- 2 パーセント：委託品のパッケージの 2 パーセントを完全に検査しなければならない。

600 ユニットの検査と 2 パーセントの検査の両方において、検査用に最低 3 つのパッケージを選択しなければならない。ただし、委託品が 2 つ以下のパッケージで構成されている場合は、すべてのパッケージを選択する必要がある。

輸入国要求事項(Importing Country's Requirements: ICR)がこれらのサンプリング要件と矛盾する場合は、ICR が優先される。サンプリングレートが ICR で指定されている場合、サンプリング用の最小パッケージは適用されない。ICR については MICO 参照のこと。

パッケージは、以下の承認されたサンプリング手法のいずれかを用いて選択する必要がある。

- 無作為サンプリング
- 系統的サンプリング
- 無計画サンプリング（エンドポイントサンプリングのみ）
- 選択的または対象を絞ったサンプリング（エンドポイントサンプリングのみの混合委託品）

委託品が様々な商品から構成されており、AO が選択的または対象を絞ったサンプリング手法を使用することを選択した場合、AO は委託品を異なるリスクグループに分類し、各グループから比例的にサンプリングしなければならない。

果物と野菜については、以下のカテゴリーが使用できる。

- 未処理の製品
- ミバエが寄生する商品
- 葉物野菜
- 根菜

ICR がより高い許容値を指定していない限り、検査済みサンプル中の土壌は 25 グラムまでの許容限度がある。その他の生きている害虫や汚染物質については、輸入国が特に指定しない限り許容限度はない。次の表は、生きている害虫の許容限度の概要である。

図表 14 生きている害虫の許容限度の概要（outline the tolerance for live pests）

輸入国に、	左記の場合
害虫リストがない	生きている害虫がいる場合、検査は不合格となる。
害虫リストがある	害虫リストに掲載されている害虫のみが、輸入国で設定されている許容限度に合致する必要がある。その他の害虫はすべて許容される。

出典 Guideline, Inspection of horticulture for export; Department of Agriculture, Water and the Environment.

照射処理が行われており、発見された害虫を処理できることがわかっている場合は、生きた害虫が許可されることがある。

害虫リストは、輸入許可証、プロトコル、作業計画書、または関連する輸入国当局のウェブサイトに掲載されている。クライアントは害虫リストの情報を AO に提供する責任がある。

h. 害虫の識別

検査中に生きている害虫や汚染物質が検出された場合、以下の状況において識別が必要である。

- 輸入国に害虫リストがあり、クライアントがその害虫の特定を求めている場合。
- 製品が照射されており、殺虫剤との判断をクライアントが求めている場合。
- 輸入国がいかなる害虫に対しても再調整を禁止している場合。

クライアントは、選択した処理方法がバイオセキュリティのリスクに効果的に対応するかを確認しなければならない。

以下の状況においては、担当部門により識別が要求されることがある。

- 委託品を対象とした再調整処理がバイオセキュリティのリスクに対応できるかどうか疑わしい場合。
- 検査で発見された、対象と疑われる害虫を現場で管理している、輸出認定農場から商品が来ている場合。
- 検査で発見された、疑わしい特定の害虫に関し、その害虫のいない地域から商品が来ている場合。

AO はその訓練と知識の範囲内で、一般的な害虫や汚染物質を特定することができる。自分の知識の範囲外の害虫や汚染物質を識別しようとしてはならない。正式な識別は、専門の昆虫学者、病理学者、または発見された害虫、汚染物質、現象に関連する専門知識を有すると担当部門が認めたその他の専門家が行うことができる。試験片が識別のために送付された後は、害虫または汚染物質の識別が決定されるまで、製品を輸出に回すことはできない。

クライアントが害虫の特定を希望しない場合、AO は採取した試験片を 3 ヶ月の間保持しなければならない、その後は廃棄することができる。AO は、その害虫または汚染物質に関連して行われた識別および決定を、園芸検査記録に記録しなければならない。担当部門は、指定されたミバエ防除エリア内でのミバエの検知について、直ちに州の農業部門に通知しなければならない。検査中、ミバエ防除エリアの製品にミバエが検出された場合は、AO は直ちに園芸輸出プログラムに報告しなければならない。

次の表は、害虫を正式に特定するためのプロセスの概要である。

図表 15 生きている害虫の許容限度の概要（outline the tolerance for live pests）

ステージ	順序	責任者										
1.	害虫や汚染物質を回収し、確保し、ラベルを貼る。	AO										
2.	識別の結果が出るまで、委託品は保留される。	AO										
3.	<table><tr><td colspan="2">その時点で検査を完了するか、害虫の識別結果を待つかを決定する。</td></tr><tr><td>検査について</td><td>左記の場合</td></tr><tr><td>その時点で検査完了となる。</td><td>AO は残りの検査作業を続行する。</td></tr><tr><td>インラインサンプリングで検査を行う。</td><td>AO は検査を完了する必要がある。</td></tr><tr><td>害虫の識別結果を待ってから検査が行われる。</td><td> • AO は検査を中止する。 • 識別結果に応じて検査を再開する。 </td></tr></table>	その時点で検査を完了するか、害虫の識別結果を待つかを決定する。		検査について	左記の場合	その時点で検査完了となる。	AO は残りの検査作業を続行する。	インラインサンプリングで検査を行う。	AO は検査を完了する必要がある。	害虫の識別結果を待ってから検査が行われる。	• AO は検査を中止する。 • 識別結果に応じて検査を再開する。	クライアント
その時点で検査を完了するか、害虫の識別結果を待つかを決定する。												
検査について	左記の場合											
その時点で検査完了となる。	AO は残りの検査作業を続行する。											
インラインサンプリングで検査を行う。	AO は検査を完了する必要がある。											
害虫の識別結果を待ってから検査が行われる。	• AO は検査を中止する。 • 識別結果に応じて検査を再開する。											
4.	正式な識別情報は、クライアントの費用で、発見された汚染や現象に関連する分野で適切な資格を有すると担当部門が判断した人物により得られる。 重要：担当部門の科学サービスグループが識別を行う場合は、検査サービスグループの担当者がクライアントに代わって Biosecurity Incident Sample Summary フォームに記入する必要がある。	クライアント										
5.	診断者からの識別レポートは、 • AO に提供される。 • 証明書の発行を依頼する際に、園芸検査の記録と一緒に担当部門に提供される。 • ガイドライン、「植物輸出のための補助書類（Supporting documents for plant exports）」に記載されている要件を満たすこと。	クライアント										

出典 Guideline, Inspection of horticulture for export; Department of Agriculture, Water and the Environment.

i. 委託検査の可否

サンプルに生きている害虫、25g 以上の土、雑草の種、その他の汚染物質（輸入国で許容限度が指定されている場合を除く）が含まれている場合、その委託品は不合格となる。このルールの特例は以下の通りである。

- 生きた昆虫と共に照射された製品
- 必須の植物検疫処理が施される前に検査された製品（輸送中の低温処理は含まない）

こうした場合には、害虫を正式に特定し、植物検疫上の処理と割合がその特定の害虫に対応できることを証明しなければならない。証明が可能な場合、その委託品は検査に合格したとみなされる。委託品の一部が検査に合格しなかった場合、委託品全体が不合格となる。ただし、クライアントが検査開始時に委託品を分割して検査した場合はこの限りではない。すべての委託品が不合格となる条件は、混合商品でも単一商品でも同じである。

次の表は、合格または不合格になる検査のプロセスを示している。

図表 16 検査の合否に関するプロセスの概要（outline the process for passing or failing inspections）

ステージ	順序	責任者
1.	検査結果は、承認された園芸検査記録に記録される。	AO
2.	委託品には検査結果に応じて「輸出許可」または「輸出不許可」のラベルが貼られる。	クライアント
3.	製品が他の商品から保護される。	クライアント
4.	検査結果と補助書類を担当部門に提出する。	AO

出典 Guideline, Inspection of horticulture for export; Department of Agriculture, Water and the Environment.

検査で不合格となった場合、クライアントはその委託品の輸出を取りやめるか、再調整して再度検査に出すことができる。

インライン検査で 2% のサンプリングレートが適用される場合、

- 最後の適合サンプルが採取された後に梱包されたすべての商品（または梱包が開始されてからサンプルが 1 つしか採取されていない場合）は不合格となる。
- 不合格の商品は、合格品と不合格品の間で交差汚染が発生しないように、委託品から取り除いて指定の場所に置かなければならない。
- 残りの商品を適合させるために、検査されていない商品を加工ラインから外し、加工ラインを検査するなどの是正措置を取らなければならない。
- AO は、園芸検査記録に是正措置を記録しなければならない。
- 加工を再開する前に、加工ラインを再検査し、害虫や汚染物質がないことを確認しなければならない。

インライン検査で 600 ユニットのサンプリングレートが適用される場合、

- 委託品全体（既にサンプリングされた製品、加工ライン上の製品、まだ加工されていない製品を含む）が不合格となる。

再調整の方法はクライアントの裁量に委ねられているが、バイオセキュリティリスクのすべてのライフステージに対応し、結果的に商品が輸出用として合格しなければならない。

- 委託品から識別可能な 1 つのライン（例えば、生産者ライン）を取り除くことは、害虫の侵入や汚染に対処するためのオプションとなる。

害虫が発見された場合、このオプションが認められるためには、被害を受けたラインが他の貨物から保護されている必要がある。「保護されている」とは、パッケージが完全に密閉されているか、常に分離されていることを意味する。担当部門は輸入国から要求されない限り、処理方法を規定することはない。次のような場合、委託品は再調整されて検査のために再提示されることはない。

- クイーンズランドミバエまたはチチュウカイミバエが検出された場合。
または
- 理由の如何を問わず、輸入国が再調整を許可しないと指定している場合。

次の表は、生きている害虫、疾病、汚染物質に対する再調整の要件をまとめたものである。

図表 17 検査の可否に関するプロセスの概要（outline the process for passing or failing inspections）

ケース	左記の場合
生きている害虫の駆除	- クライアントは、その害虫種の防除に適した殺虫剤、燻蒸剤、雰囲気制御を使用しなければならない。 - 検査のために委託品を再提出する際には、処理証明書を提出しなければならない。 - AO は、新しい園芸検査記録に再調整方法を記録しなければならない。
疾病	輸出者は、処理の有効性を証明する関連の科学的証拠（適切な資格を有する植物病理学者による）を提供しなければならない。 注：病変により、輸入国当局が委託品を拒否することがある。
汚染物質	ゼロトラレンスが適用される汚染物質については、影響を受けた商品を輸出検査の再提出前に洗浄する必要がある。 注：一部の輸入国では、異なる許容限度が適用される場合がある。

出典 Guideline, Inspection of horticulture for export; Department of Agriculture, Water and the Environment.

殺虫剤や燻蒸剤を使用する場合、クライアントはその使用がオーストラリアの法律や基準そして輸入国の要求を満たしていることを確認しなければならない。殺虫剤で処理済の拒否された委託品は、安全期間が経過し、登録ラベルに記載された対策が取られるまで検査に再提出してはならない。燻蒸剤を使用する場合は、商品の再検査の前に安全性を確認するため、クライアントはまた、認定または認可を受けた燻蒸業者が発行するガスフリー証明書（燻蒸剤が残っていないことの証明書）を提出する必要がある。

再提出された輸出用の委託品は、以下の手順で植物検疫検査に提示されなければならない。

- 委託品の構成に変更があった場合、クライアントは新しい RFP を提出しなければならない。
- クライアントは、検査前に再提出する商品の詳細を AO に書面で提供しなければならない。
 - これには、委託品が輸出要件を満たすことを保証するために取られた是正措置が含まれていなければならない。
- クライアントは、検査前に RFP の原本（新しい RFP が提出されている場合）のコピーと前回の検査記録を AO に提出しなければならない。
- AO はその委託品を新しい検査として扱い、検査記録にある元の RFP 番号を参照しなければならない。

以下の場合、委託品を再検査しなければならない。

- 検査から輸出までの期間が 28 日を超える場合
または
- 検査から輸出までの期間が輸入国で認められている最長期間を超える場合（28 日未満の場合）。

j. 検査後の要件

輸出用に定められた園芸作物すべてに輸出許可証が必要である。輸出許可証は、商品が輸出に適合している（法律上の要件と輸入国の要件を満たしている）と判断された後、担当部署からクライアントに発行される。

輸出許可証が不要な場合、

- 生鮮果物、野菜を除く植物および植物製品は、輸入国で植物検疫証明書または再輸出用植物検疫証明書が必要とされない場合、輸出許可証は必要ない。
- 10kg 未満の委託品は、輸出許可証は免除されるが、植物検疫証明書は必要な場合がある。

検査を受けて合格した委託品は、輸入国による別段の指定がない限り、検査日から 28 日間は継続して準拠する。商品の合格ステータスを維持するために、クライアントは検査時から植物検疫上の安全性が完全に維持されていることを確認する必要がある。例外的な状況下では、担当部門の事前承認を得て、輸出有効期間を 28 日以上に延長することができる。次の表は、輸出有効期間の延長を許可するプロセスの概要である。

図表 18 輸出有効期間の延長を許可するプロセスの概要 (outline the process for granting an extension to the export validity period)

ステージ	順序	責任者
1.	輸出有効期間の延長を申請する。 最初の 28 日間が終了する前に、申請の根拠となる詳細を担当部門の園芸輸出プログラムに提出する。 申請には以下が含まれる。 - 延長を必要とする例外的な状況の詳細 - 正当な延長期間の提案 - 商品の状態が検査後に変化していないこと、商品の植物検疫上のステータスが損なわれていないことを保証する情報	クライアント
2.	延長申請が審査され、決定が行われる。	園芸輸出プログラム
3.	決定により 申請が許可 左記の場合 E メールに以下が含まれる。 - 承認する部門責任者の名前 - RFP 番号 - 有効期間が延長された日付や期間。その間商品は輸出許可を維持 - 商品が検査された日付 - 輸入許可証の番号と日付（該当する場合） - 数量や重量および目的地を含む商品の説明 - その他の申告書 申請が拒否 E メールに以下が含まれる。 - 拒否の決定 - 申請拒否の決定をした理由	園芸輸出プログラム
4.	PEMS※に検査記録がある場合、延長となれば PEMS は新しい輸出有効期間で更新される。	ビジネスシステムプログラム
5.	EXDOC は、輸出有効期間が延長された場合に更新となる。	ビジネスシステムプログラム

※ 植物輸出管理システム（Plant Exports Management System: PEMS）は、農業・水・環境省が使用している IT システムで、オーストラリアからの植物および植物製品の輸出に関連する情報を収集、保存している。植物輸出検査員（AO）による製品および輸送ユニットの検査や調整結果、およびすべての付属文書などを含む。

出典 Guideline, Inspection of horticulture for export; Department of Agriculture, Water and the Environment.

クライアントは、検査の時点から輸出まで、委託品が合格の状態を維持する（安全な状態で保管する）責任がある。検査後に保管または輸送される合格の委託品は、ガイドライン、「園芸作物の輸出における植物検疫上の安

全性の維持」の要件に準拠しなければならない。クライアントは委託品が検査に合格した後、輸出許可証と必要な植物検疫証明書を請求する必要がある。認証の発行は、ガイドライン、「植物の輸出に関する認証の発行」に沿って行われる。

次の表は、認証の発行プロセスの概要である。

図表 19 輸出有効期間の延長を許可するプロセスの概要 (outline the process for granting an extension to the export validity period)

ステージ	順序	責任者
1.	認証の申請は、担当部門のアセスメントおよびクライアントコンタクトグループに送られる。	クライアント
2.	申請書類が検証され、認証が発行される。	アセスメントおよびクライアントコンタクトグループ

出典 Guideline, Inspection of horticulture for export; Department of Agriculture, Water and the Environment.

PEMS で文書が入手できない場合、クライアント、輸出者、登録施設および AO は、受領、検査、監査、登録、認定および輸出許可と認証に関する文書を少なくとも 2 年間保存しなければならない。

このように、園芸作物の輸出では、電子システムとして、連邦政府により運営されている、輸出先国の輸入要件などがオンラインで確認できる MICoR と輸出に係る登録やそれに付随する検査の結果等の登録を電子的に行う PEMS が用いられている。

豪州では、園芸作物の栽培に関する情報を電子的に取り扱うソフトウェアが販売されており、輸出時の検査に必要なデータが PEMS に取り込むソフトウェアも開発されているが、最終的には、PEMS を使用することが義務付けられている。

②牛肉、羊肉、ヤギ肉

牛肉、羊肉、ヤギ肉といった赤肉と呼ばれる製品については、日々の生産記録を、電子システムの活用により全豪レベルでとりまとめる取り組みが進められている。

クリーン、グリーンで安全な赤肉製品を生産するという豪州の評価を確保するため、MLA は業界との連携により、トレーサビリティと品質保証プログラムを実施している。このプログラムは、パドック(生産場)からプレート(皿)まで、完全なトレーサビリティを要求する多くの輸出国の要求に対応し、継続的な市場アクセスと需要の更なる拡大を確保するために不可欠なシステムと捉えられている。

システムの主な構成は以下の通り。

図表 20 豪州の赤肉製品の主な品質確保のためのプログラム/イニシアティブ

サプライチェーンの段階	主なプログラム/イニシアティブ
サプライチェーン全体	a. 全国家畜識別システム (NLIS)(電子システム)
オンファーム	b. 家畜生産保証 (LPA)(電子システム)
肥育	c. 全国肥育場認定制度 (NFAS)(プログラム)
トランスポート	d. トラック安全動物福祉(プログラム)
販売ヤード	e. 全国販売ヤード品質保証プログラム(プログラム)
食肉加工	連邦政府による法律と規則 AQIS の正常性証明書 連邦政府によるハラールに基づく屠殺プログラム 微生物のモニタリング MLA 食品安全プログラム 全国残留物調査
輸出業者	バイオセキュリティ f. 豪州輸出食肉監査システム(AEMIS)

出典 MLA ホームページから作成 <https://www.mla.com.au/meat-safety-and-traceability/>

ここでは、業界が中心となり取り組んでおり、電子化システムが用いられている「a」と「b」、その他、特徴的なプログラムとして「c」から「e」の取り組みを概説する。

a. 全国家畜識別システム(National Livestock Identification System: NLIS)(電子システム)

全国家畜識別システム(NLIS)は、牛、羊、ヤギの識別とトレーサビリティのためのシステムで、1999 年に導入され、病気や食品安全事故に対して、牛を追跡するシステムが導入され、2009 年には羊やヤギも含むよう拡大された。NLIS は、バイオセキュリティと食品安全に対する豪州のコミットメントを反映し、世界市場で競争上の優位性を提供している。

NLIS は、動物の生涯にわたるトレーサビリティを確保するため、以下の 3 つの要素から成り立っている。

1. すべての家畜は、視覚的または電子的なイヤグ/デバイスによって識別される。
2. すべての物理的な場所は、プロパティ識別コード(Property Identification Code: PIC)によって識別される。
3. すべての家畜の位置データと動きは中央データベースに記録される。

動物はサプライチェーンに沿って購入、販売、移動されるため、出生の場所で、NLIS 認定タグまたはデバイスでタグ付けする必要がある。ほとんどの場合、このタグは動物の生涯を通じて残り、このタグを削除することは違法となる。なお、タグが失われた場合や欠陥になった場合は新しいタグに変えることができる。

PIC が発行された場所を離れるすべての動物は、州政府等からの許可が得られていない場合は、移動する前に NLIS 認定デバイスで識別される必要がある。PIC が発行された場所とは異なる場所への移動に伴う動きは、NLIS アカウントを持つ者によって NLIS データベースに記録されなければならない。

この情報を使用して、NLIS は動物の動きのトレーサビリティ情報を提供し、他の家畜との接触が起こったかどうかを識別することが可能となる。

図表 21 牛に付けられるタグの例



出典 integritysystems 社ホームページ

<https://www.integritysystems.com.au/identification--traceability/animal-identification/>

早期警告(EW)は、危険度の高い動物や動物を運ぶ畜舎等に自動的に割り当てられる、NLIS データベースの一つの機能である。早期警報が発せられる状況は以下の通り。

図表 22 早期警報が発せられる状況とその理由の整理

早期警報が発せられる状況	割り当てられる理由
AV (AV1)	炭疽菌に対する予防接種を受けた牛に割り当てられる
DOI (DN2)	対象のデバイスに、州および地域に割り当てられる
IMPO(IM1)	BSE が診断された国から輸入された牛に割り当てられる
JD (JD2)	ジohne病の臨床ケースであることを州または領土の権限によって決定された牛に割り当てられる
LEAD(PB1、PB2)	リード残基による移動制限の下に置かれた牛に割り当てられる(PB1)
LPA (NL2)	有機塩素ステータスを持つ非 LPA 認定 PIC から LPA 認定 PIC に移動し、6 ヶ月未満の PIC に住んでいる牛に割り当てられる
NARM(K1F、K1V、K3)	抗菌残留検査が必要な牛に割り当てられる
NORM (N1F、N1V、N2F、N2V)	有機塩素残渣検査が必要な牛に割り当てられる
RAM (F1、F2、F3)	制限された動物性物質(RAM)に曝露された牛に割り当てられる

出典 integritysystems 社ホームページ

<https://www.integritysystems.com.au/identification--traceability/early-warning/>

これは、バリューチェーン全体に関する食品の安全性とバイオセキュリティリスクの監視と管理に役立てられており、PIC が関連するリスクの高い動物を持っている可能性があることにフラグを立てることによって、家畜のバイヤーやエージェントに潜在的なリスク情報を提供することを可能としている。

なお、情報は、連邦政府や獣医などによって割り当てが実施される。

b. 家畜生産保証 (Livestock Production Assurance: LPA)(電子システム)

家畜生産保証(LPA)プログラムは、家畜を、バリューチェーンを通じて移動する際の履歴と農場で施された事項を記録し、共有する電子システムである。

LPA プログラムへの参加は義務ではないが、製品の出荷・輸出に係るトータルでの品質保証の確保を効率的に実施できる。参加を選択した生産者は、プログラムで求められる 7 つの要件を満たすことを、ナショナルベンダー宣言 (National Vendor Declarations: NVDs)に署名し、認定されることが求められる。

なお、生産者には独立機関による無作為監査の受け入れが義務付けられている。

7 つの要件とは以下の通り。

1) リスク評価

- ・ 生産者は、家畜が物理的および/または化学的汚染物質と接触する可能性のあるリスクを特定し、このリスクがどのように制御されるかの戦略を開発する必要がある。
- ・ 汚染された製品が食物連鎖に侵入するリスクを確実にコントロールするため、次の項目が必要とされる。
 - 化学物質や物理的な汚染物質のチェックリストを作成及び定期的に見直し、オンファームのプロパティリスク評価を実施する。
 - プロパティリスク評価と計画を作成し、企業活動に変更が発生したときはこれを更新する。
 - リスク評価の文書化を行い提出する。なお、リスク評価に関する書類は無期限に保持する必要がある。なお、提出は、LPA のウェブサイトから電子的に行う。

2) 安全で責任ある動物の取扱い

- ・ LPA 認定生産者は、動物の取扱いが化学物質残留物や物理的な危険のリスクを最小限に抑える安全で責任ある方法で行われるようにするための措置を講じる必要がある。
- ・ 安全で責任ある動物の取扱いを確実にを行うために、生産者は以下の義務を負う。
 - 安全で責任ある動物の取扱いチェックリストを作成し、定期的に確認する。
 - すべての動物の取扱いに係る詳細を文書化し、ファイルする。
 - 化学品取扱いに係る研修を受講し、完了する。
 - 家畜の取扱いに使用される機器が洗浄されるタイミングを記録する。
 - 化学物質や医薬品のオフラベル使用に関する承認と指示を書き込んだかどうかを確認する。
 - 壊れた針などの物理的な汚染物質にさらされた可能性のある動物に注意を払う。
 - ホルモン成長促進剤(HGP)で治療されたすべての動物を識別する三角形の耳マークを使用する。

3) 飼料作物、穀物及び牧草の処理

- ・ 安全な動物飼料の要件に準拠するために、生産者は次の条件を満たす必要がある。
 - 農業化学処理の記録を保持する。
 - 汚染された可能性のある家畜を特定し、処理または汚染された地域をマッピングまたはリスト化するための管理システムを導入する。

- 在庫保存場所に付帯させる商品仕入先申告 (Commodity Vendor Declarations: CVD)を具備する。
- 飼料作物、穀物および牧草地の処理および備蓄されている食品のチェックリストを確認、保管する。

4) 家畜発送の準備

- ・ 家畜輸送中のストレス、汚染、または負傷した場合、食品安全上のリスクを引き起こす可能性があり、これに備える必要がある。
- ・ 家畜の積み込み及び輸送中のストレスを最小限として、汚染が発生することを防ぐ処置として、以下の取り組みがある。
 - 家畜の移動記録を保持する。
 - 国のガイドラインを参照して、移動に適した動物のみを輸送する。
 - 家畜輸送前の車両を点検する。
 - 認定された品質保証プログラムに従って行動する輸送事業者を選択する。 など
- ・ 上記に関連し、以下について記録することが重要とされている。
 - 輸送オペレーター名と車両登録番号。
 - ヤードとトラックの出発の日時。
 - 加工業者や購入者からのフィードバック、又は、苦情の記録、および実行された取り組み。 など

5) 家畜取引

- ・ 販売された動物が食品安全上の危険にさらされないことを保証し、すべてのトレーサビリティ要件を満たすために、安全上の問題が発生した場合、畜産の生産者は次のことを実施することが必要とされている。
 - すべての家畜の購入と販売を記録する。
 - すべての LPA NVD/eNVD のコピーを保持する。
 - 家畜の詳細/説明を記録する。
 - 壊れた針やワイヤーなどの物理的な汚染物質にさらされた可能性のある動物の記録を保持する。 など

6) バイオセキュリティ

- ・ バイオセキュリティは、感染症、侵入性害虫または雑草の伝染のリスクを減らすために設計された予防措置であり、優れたバイオセキュリティの実施により、農場間の感染症や侵略的な害虫や雑草の広がりを防ぐだけでなく、海外で発生する病気や雑草から豪州を保護する。
- ・ 農場のバイオセキュリティ計画の作成と提出は、LPA のウェブサイトから電子的に行う。
- ・ 家畜生産者として、導入される感染症のリスクとその後の病気の蔓延を最小限に抑えるために、農場内のバイオセキュリティシステムを実装する必要がある、これには次の項目が含まれる。
 - PIC 別の文書化されたファームバイオセキュリティプランを持っている。
 - PIC 上のすべての家畜の動きが既知の健康状態(例えば、家畜の健康に関する声明/宣言または同等)であることを確認する。
 - 到着時に導入されたすべての家畜の病気や病気の兆候を検査し、最小限の期間、隔離している。
 - 家畜の健康や病気を定期的に検査し、必要に応じて適切な処置を講じている。
 - 家畜が敷地内や施設から外れるリスクを最小限に抑える。
 - 家畜の動きだけでなく、合理的かつ実用的な車両や訪問者の動きに係る記録を保持する。
 - 病気のリスクや広がりを最小限に抑えるために取り組むべき手順や慣行を実施する。

7) 動物福祉

- ・ オーストラリアの赤肉産業は、サプライチェーン全体で最高水準の動物福祉が維持されることを対外的に強く約束している。MLA は、赤肉産業と共に、動物の福祉に関する懸念に対処し、動物福祉の継続的な改善を確実にするための様々なプログラムとイニシアティブを実施してきた。
- ・ 家畜の健康と幸福は、すべての農場の成功と持続可能性の基本であり、オーストラリアの赤身肉生産者は、彼らの義務を十分に認識しており、動物の世話をする責任を非常に真剣に受け止めている。
- ・ 上記を踏まえ、家畜の取扱いが、豪州の動物福祉基準および牛、羊、ヤギ(該当する場合)に関するガイドラインの要件と一致していることを保証するために、家畜生産者は次の義務を負う必要がある。
 - 牛、羊、またはヤギに関する「豪州動物福祉基準とガイドライン」の最新版を入手する。
 - 家畜の管理責任者である PIC 担当者が、豪州動物福祉基準とガイドラインに関連するトレーニングを正常に完了したことを確認する。動物福祉に関する LPA 学習モジュールを修了して修了証明書を発行する。
 - 畜産に関わるスタッフが、牛、羊、ヤギに関する現在の標準とガイドラインの内容に精通していることを確認する(但し、該当する場合)。

c. 全国肥育場認定制度(プログラム)(National Feedlot Accreditation Scheme: NFAS)

全国肥育場認定制度(NFAS)は、オーストラリアロットフィーダー協会(ALFA)によって主導され、フィードロット産業認定委員会(FIAC)を通じて AUS-MEAT により管理されている、オーストラリアのロットフィーダー業界向けの品質保証プログラムである。

グレインフェッド(Grain Fed: GF、牛は肥育場で 100 日以上の間、80 日以上は高エネルギーの単一成分の穀物で栄養バランスの取れた給餌が必要、配給量は、乾物 1 キログラムあたり 10 メガジュール (MJ) を超える必要がある)、またはグレインフェッドヤンガービーフ(Grain Fed Young Beef: GFYG、牛は肥育場で 70 日以上 (雌は 60 日以上) の間、50 日以上は穀物で給餌が必要)¹²、またはグレインフェッドフィニッシュド(Grain Fed Finished: GFF、販売もしくは輸出の前の 35 日以上は穀物の給餌が必要¹³)として AUS-MEAT 認定加工施設で処理され、販売される牛肉は、NFAS 認定フィードロットからの家畜の調達が前提条件とされている。

穀物肥育牛の健康および生産管理は飼料や飲み水の安全性の厳重なチェック、化学薬品の使用に関する厳重な規則遵守、獣医処置の監視、農薬や微量金属の検査等を通して管理されている。

同制度のもと、肥育場は動物福祉や環境、バイオセキュリティ、食品の安全性、製品の完全性に関する法規遵守の徹底を目的とした、年に一度の独立機関による査察を受ける。

NFAS のもと販売される肉牛は、同プログラムの要件に従って肥育された肉牛であることを保証する出荷者証明を含めた NFAS 輸送札の添付が義務付けられている。

¹² <https://mulwarra.com.au/quality-assurance-handling/grain-fed-specifications/>

¹³ <https://www.mla.com.au/news-and-events/industry-news/grain-fed-finished-standard-introduced/>、
<https://www.weeklytimesnow.com.au/news/rural-weekly/definition-of-grain-fed-beef-is-expanded/news-story/e9a94e7e9c3aebf2a1d001bad9c0ccbb>

d. トラックセーフ動物福祉(プログラム)(TruckSafe Animal Welfare)

トラックセーフ動物福祉とは、家畜輸送のための品質保証プログラムであり、動物の福祉、食品の安全性、トレーサビリティをカバーしている。完全に監査可能で、国際標準に含まれる品質保証の原則を中心に構築され、重大な制御点における危険分析も含まれている。

品質保証プログラムにより、人道的な輸送、移動する際の病気、ストレス、汚染の問題を防ぐ方法、家畜の移動の間のトレーサビリティが確保されていることが確認され、最終的な肉製品の食品としての質と安全性が確保される。

e. 全国販売ヤード品質保証プログラム(プログラム)(National Saleyard Quality Assurance Program)

ナショナル・セールヤード品質保証プログラムは、家畜産業の販売ヤード部門に「パドックからプレート」までの業界セクターを結ぶ品質保証プログラムを提供するために開発された。

加工部門に工場内品質保証プログラムが求められる中、販売ヤードにも品質保証プログラムが求められ、開発されたプログラムで、すべての州とノーザンテリトリーに約 100 の参加販売ヤードがあり、約 48 の参加販売所がプログラムの下で完全な認定を受けている。

f. 豪州輸出食肉監査システム (Australian Export Meat Inspection System: AEMIS)

豪州輸出肉検査システム (AEMIS) は、政府が規定し、検証する一連の総合的な管理制度であり、豪州の食肉および食肉製品の安全性、適合性、完全性を保証するものである。AEMIS を支えているのは、継続的なモニタリングによる客観的な衛生基準と性能基準である。

部門の工場内獣医師 (On Plant Veterinarian: OPV) は生前検査、そして死後検査と加工業者の衛生管理の検証を担当する。

食肉および食肉製品の衛生的な生産と輸送に関する豪州規格 (AS 4696) では、適切な資格を持つ食肉安全検査官が、死後検査を実施し、各枝肉およびその枝肉部分 (枝肉から取り除かれた組織や構造体で、頭部、内臓、血液などが含まれる) の判断を行うことが義務付けられている。

規制当局による検査活動は、食品安全性肉質評価者 (Food Safety Meat Assessors: FSMA) と呼ばれる部門の職員か、豪州政府認定官 (Australian Government Authorised Officers: AAO) によって行われる。AAO は、豪州政府の衛生認証に関する輸入国での要件を満たすため、施設または部門が承認した事業者によって雇用される。

施設では、自社の従業員や部門が承認した事業者の従業員を、その部門による認定官として任命を求める前に、「実地」研修生として扱う選択をすることができる。この場合、個人は以下の条件を満たすことで、認定官としての実務経験を積むことができる。

- ・ 既存の検査ポイントそれぞれに任命された認定官がおり、正式な検査と処分を行っていること。
- ・ 研修生は、その認定官の直接の監督下であり、単独で処分を行わないこと。
- ・ 検査プロセスに関する全ての検査及び決定は、必要に応じて AAO、FSMA または OPV が行うこと。
- ・ AAO は、該当する場合、EU 市場向けの食肉および食肉製品に従事する前に、部門が承認した独立サービス事業者に単独かつ直接雇用されていること。

加工業者は施設の衛生的な運営に引き続き責任を負う。衛生的に運営する能力は、部門の性能基準に照らし合わせて評価され、その結果は国のデータベースに記録される。

FSMA と AAO は、部門の指導教材に記載されている国の性能基準に照らして、継続的な性能検証を受け、その結果は国のデータベースに記録される。施設管理者が AAO により検査を行う場合、管理者は独立した AAO 雇用主を通じて、特定のシフトでは AAO を雇用し、その他のシフトでは会社の AAO に戻すことを選択できる。

AAO は、部門が管理する詳細な一連の指示に従って検査を実施するよう、部門に従う法的な義務がある。

AEMIS では、死後の業務を行う食肉安全検査官（AAO および FSMA）は、過去 5 年以内に発行された食肉加工（食肉安全）証明書 III の資格を持ち、任命後 12 ヶ月以内に食肉加工（食肉安全）証明書 IV の資格を取得する必要がある。

A. 従来の死後検査

このオプションには、FSMA による食肉検査が含まれ、すべての枝肉および枝肉部分の死後検査と最終処分のためのリソースが部門により提供される。これには処理能力と人員配置に関する食肉検査人員基準（Meat Inspection Staffing Standard: MISS）の評価が含まれる。この AEMIS オプションは、検査活動の実施に FSMA のみを配置する施設に関するものである。ただし、食肉近代化プログラムの一環として、2021 年 9 月以降、施設はこのオプションを利用することができなくなった。部門ではむしろ、輸入国からの要求がある場合にのみ、検査活動を行う担当者を提供することになる。

B. AAO による死後検査

AAO は、部門の獣医師（OPV）の監督のもと、すべての枝肉と枝肉部分の死後検査と最終処分を行う。

- ・ 各チェーンの末端には FSMA が配置されており、個別に枝肉を評価する。
- ・ このモデルでは、MISS の要件はなく、部門は死後検査を行う AAO の数を規定していない。
- ・ OPV は AAO が行う死後検査を検証する。

死後検査の検証でプロセスの不適合が判明した場合、検証の向上が必要になることがある。

C. 検証

FSMA は、枝肉の死後検査担当になることがある。この場合、MISS の要件は AAO を含む全ての検査ポジションに適用される。

二種を処理する施設は、AEMIS を実施する有効なオプションとして、一方の種には One-FSMA による死後検査を、もう一方の種には AAO による死後検査を選択することができる。

二交代制の施設では、一方で One-FSMA の死後検査オプションのシフトを、もう一方で AAO のシフトを選択することができる。

ラムおよびマトンを同じ生産チェーンの一部として加工する施設は、FSMA を配置するポジションを選択することができる（例えば、枝肉ポイントまたはチェーンの末端）。FSMA を枝肉用の死後検査ポジションに配置する場合は、AAO を含むすべての検査ポジションに MISS 要件を適用する必要がある。例として、FSMA をラム加工の際には枝肉ポジションに配置し、マトン加工の際にはチェーン末端に配置することが挙げられる。

上記いずれかの方法を採用した場合、AAO と FSMA を交換することはできない。というのは、AAO の提供は施設が、FSMA の提供は部門が担当するからである。

③制度に対する生産者などの現場での考え

2020 年輸出管理法は、2021 年 3 月 28 日施行で、現場では新たな取り組みがスタートし始めた段階であることから、ここでは、輸出管理法の改正に当たってステークホルダーから示された現場での要望などをまとめる。

監査や AO については、以下の点が指摘されている。

- ・ AO のトレーニングプログラムにおいて、単なる事務的処理だけではなく、技術的かつ現場の状況を診断できる視点を含むトレーニングを導入すること。
- ・ AO は、監査前に当該施設に関する事前学習の時間を確保すること。
- ・ AO 及び認定獣医が業務上のミスを行った状態で委託品を承認してしまい、その結果、輸入国で委託品が拒否された場合、業界としてどのような保護が働くのか、懸念がある。

コンプライアンスが継続的に守られている業者に対する措置として以下が提案されている。

- ・ コンプライアンス順守の履歴が良好な業者に対して、プロセスのより多くの側面を自己管理に任せることを許可する。
- ・ コンプライアンスプロファイルを実施し、その結果に基づき、その後の監査を削減する。
- ・ 検査履歴を考慮し、より科学に基づいた介入を行う。
- ・ 不正を起こす事業者に対して、強力な規制を導入する。民事罰を含む、段階的なコンプライアンス違反に対する選択肢を導入する。

国内におけるトレーサビリティの確保等に係る取り組みと輸出時の検査については、以下の点が指摘されている。

- ・ 輸入国の要件で許可されている場合においては、業界団体が認証活動を行うことを許可する。
- ・ 業界の品質保証認定と、政府による品質保証認定の重複を考慮に入れ、重複はどちらか片方による監査とする。
- ・ 第三者が行う特定の輸出に係る監査サービスを認める。これには監査、検査、承認に係る調整、文書の発行を含むものとする。
- ・ 登録されたトレーニング組織を業界認定で利用する。

植物と植物製品、牛肉、羊肉、ヤギ肉といった赤肉と呼ばれる製品で見られた通り、2020 年輸出管理法は、輸出相手国が定める既定に踏み込んだ内容であるが、豪州国内の栽培や生産に関わり整備されているシステムと、輸出に関わるシステムは必ずしもリンクされておらず、国内の生産に係る監査と輸出に関する監査が重複しているケースも存在していると考えられ、ステークホルダーからは、更なる効率化が期待されている。

また、実績を踏まえ優良とされる事業者に対する優遇と、不正があった事業者に対する罰則の導入など、事業者を動機づける仕組みの導入検討についても求められている。